

明治初年、広島県庁の民事裁判について（四・完）

——『自明治五年至同九年 裁判申渡案』（民第二三六号）を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高

紺谷 浩司

目次

一	本文の読下し【一～三〇】	修道法学第三四卷第一号
二	本文の読下し【三一～六〇】	修道法学第三四卷第二号
三	本文の読下し【六一～八〇】	修道法学第三五卷第一号
四	一 本文の読下し【八一～九五】	
	二 附属図面一葉【八一】事件	
	三 本文読下しの注	
	四 担当裁判官の略歴	
五	目次および事件表	以上本号

一 本文の読下し【八一～九五】

【二五一A】（注脚、同）

【八一】山経界争論ノ訴

九月十九日喚出ス*

* 欄外の上下部に朱書き、

明治九年第貳千五十六号

七等判事 印**

主 十四等出仕 小島 範一郎 印***
副 四級判事補 一色 小十郎 印****

但し、上部の文は判読不能

裁判申渡案

山県郡K O J村貳拾壹名兼惣代理人

同郡同村

原告人 農 D H 喜三郎

同 D I 東忠郎

山経界争論ノ訴

同郡K I村貳拾貳名ノ兼惣代理人

同郡同村

被告人 農 M N 愛助

同 F H 小市

(二五一B)

其方共詞訟遂審理処

原告K O J村兼惣代理人ニ於テハ当郡当村ノ内K I S I両村ニ跨ル字石

中山北向壹ヶ所ハ別紙図表ノ通り被告K I村ニ接スル長迫峯西南ニ限

当ル 原告村ノ所有ナル義ハ第一号延宝度^{*}ノ検地山帖第二号原被告村井手

出入済口証第三号原告村ノ野山腰林帖ニ明記ノ通ニ有之処凡文政

年^{*}中

ヨリ被告村ニ於テ右論山へ耕地數ヶ所ヲ開墾シ爾來ハ其地へ作付ケ

致シ且腰林ニテ伐木等致シ來レ共原告村民ニ於テ曾テ右証拠ヲ承知セス只申伝へ而已ナルヲ以テ被告村ノ所為ヲ黙許致シ居リ而シテ

右論所ハ無高ノ野山ナルヲ以テ明治五年ニ於テ地券証モ不申受^ビ在^ル 舊^ズ 致シ居リタル処明治七年村役場ニ於テ野山ノ取調へアリ就テハ村役場

旧書記ヲ調査シタル節右三通ノ証拠ヲ得タリ仍テ右論山ハ愈々原告村ノ所有ナル義ヲ明認シ夫レヨリ被告村へ右論山ハ延宝七年^{*}検

地 山帖ノ通り長迫峯ヲ限リテ境界ヲ分ケ原告村へ引渡方及督促

(二五一A)

タル処被告村ニ於テ予^カ己ノ所有ナル旨申立テ一切承諾不致ト雖モ右

三通ノ証拠ヲ原告村ニ所有セル上ハ被告村ニ於テ右等ノ苦情申立筋無之然ルニ被告村ニ於テ原告村所有ノ石中山境界ヲ妨得スル旨

陳述セリ

被告K I村兼惣代理人ニ於テハ原告K O J村ヨリ訴出タル字石中

* 西曆一八一八(三〇年)

* 「無為に」の意

* 西曆一六七九年

山論所ハ

決〔シ〕テ原告村ノ所有ニ非ラス予テ被告村ノ所有ナル義ハ第一号享保度*山帖第

*西曆一七一六―三六年

二号文政度国郡志ニ明載シタル通りニ有之且右論山ノ腰林ヲ伐採シ并論

山ノ内耕地凡四反余歩へ作付ケ等ハ数十年來被告村ニテ致シ來リタルニ付

右耕地并腰林等ハ既ニ被告村内ニ於テ夫々所有主有之就テハ被告村

内ニテ売買シタル証拠第四号ヨリ第七号迄ノ通り売券証有之尤右論山ハ往古ヨリ無高ノ山ナルヲ以テ遂ニ粗漏ヨリ明治五年地券証

ヲ不申受然ル処一兩年前ヨリ原告村ニ於テ右論山ハ己ノ所有ナル旨

右三通ノ証拠ヲ以テ申立ルト雖モ此三通証書ノ境分ケハ今般ノ論地

〔二五二B〕ニ関涉セス原告村内石中山ノ境分ケニ有之而シテ原告村ヨリ論所

西方ノ峯ヲ長迫ト申立レ共右峯ニ長迫ノ名稱有之義ハ曾テ承知不致然

ルニ原告村ニ於テ右論所ヲ己ノ所有ナリト申立ルハ甚タ不条理ニ可有

之且前陳ノ如ク被告村ニ於テ右七通ノ確証ヲ所有シ加之数十年

明治初年、広島県庁の民事裁判について（四・完）

來右論所ヲ支配シ來ルヲ以テ原告村ヨリ訴訟ニ及ヒタル石中山ハ全ク被告村ノ所有ニシテ決テ原告村ノ所有ニ無之旨弁駁セリ仍テ実地検査ノ上判決スル如左

第一条

原告村ニ於テハ延宝度ノ檢地山帖ヲ以テ北向ノ石中山所有ノ証拠ナル旨申立ルト雖モ右檢地帖境分ニ西ハ同郡KI村境目長迫峯限リト記載シタル其長迫峯ヲ被告村兼惣代理人并原被告兩村ノ役人共へ質問スルニ何レモ右論所西方ノ峯ニ長迫ノ名稱有之義ハ曾テ承知不致旨申答へ且原告村ニ於テ他ニ右

〔二五二A〕

西方ノ峯ハ長迫ナルヲ証明スヘキ書類無之上ハ延宝度檢地山帖ヲ以テ論所境界ノ確証ト明認シ難シ

第二条

原告村ヨリ証拠トスルKI村KOJ村草山井手出入濟口証ニハ石中山長迫KOJ村分ト記載有之耳^{ウタ}ニテ方位境界等詳記無之ニ付石中山ノ内何レノ処カ長迫峯有之ヲ証スル迄ニテ論所石中山ニ長迫峯有之義ハ分明ナラス尚又享保度野山草山腰林帖ニモ同シク境界方位等一切掲載無之ニ付此腰林帖ヲ以テ論所々々有ノ明証ト謂ユヘカラス

第三条

被告村ヨリ証拠トスル享保度ノ山帖并文政度ノ国郡志モ方位境界等明記無之ニ付此証憑ヲ以テ論所石中山ノ所有ヲ定

八五一（二八五）

又難シ而シテ第四号ヨリ第七号マテ四通ノ売券証ハ被告

（二五三B）

村内相互ニ売買シタル証拠ニシテ*「原告村ニ対スル憑拠ニ不

* 欄外上部に「原告村以下十三字除キテハ如何ニ」の朱書と「一色」の丸朱印がある。

相立」且右売券証ハ論所石中山ヲ売買シタル証書ナル歟

將タ兼テ被告村ニ所有スル石中山ヲ売買シタル者歟確知

スヘカラサルヲ以テ此四通ノ売買証モ亦論所々有ノ確証

ト見認メ難シ

第四条

原告村ヨリ捧呈シタル証拠書類ハ右三条ノ理由ナルヲ以テ該訴

的^{マデ}当セ^ル証拠ニ信用シ難シト雖モ抑モ往古右論山ヲ原告村ノ

所有ト仮定セハ原告村ニ於テ往古ヨリ依然該山ヲ支配來リ

決^{イハレタ}（シ）テ無^い謂^{われ}他^なノ村落ヘ伐刈耕作ノ權ヲ付与セザルベシ然ルニ

数十年來被告村ニ於テ論山ノ腰林ヲ伐採シ加之既ニ四反余

歩ノ耕地ヲ開墾シ年々其地ヘ作付ケ等致シ來リ原告村之

ヲ黙許シタルナレハ原告村ヨリ所有ノ權利ヲ拋棄シタルト同一ナ

リ
（二五四A）

況ヤ原告村ニ於テ一ノ証左ヲ有セス今日迄右論山ヲ支配シ來

リタル被告村ニ対シ右論山ヲ己ノ所有ナリトノ申立テハ甚タ不

条理ナリトス

* 第五条**

* 「横地安信」の丸朱印
* 第五条以下七行分は別紙に書
き「小島」の丸朱印がある。

前条々ニ説明スル筋合ナルヲ以テ石中山論所ノ耕地并腰林等ハ
從前ヨリ支配シ來リタル被告村ヨリ明治九年太政官第六拾七
号*公布ニ依リ其筋ノ指揮ヲ受クヘク依之原告村ヨリ長

* 明治九年太政官布告第六七号

「隠田切開切添地等ノ儀」の改正

迫峯ト申立ル別紙石中山論所見取図面西方ノ峯通りハ

原告両村ノ境界ニ非ラスシテ自スカラ被告村ニ屬
スル峯ナリト判決ス

右之通り裁判申渡タ間其旨心得ユヘシ

明治九年九月廿一日申渡シ

（二五四B）

（記述ナシ）

（二五四一附）折込図面一葉挿入 二二 参照（三二六頁）

図面左側に、下記の書込みと「山合」の丸朱印がある。

「明治九年九月

廣島縣裁判所

地租改正係

山合 某印]

〔二五五A〕(注17、18)

〔八二〕訴状却下案〔八二〕事件(山境界争論ノ訴)の再訴

十年三月廿二日申渡*

* 欄外に墨書き

明治九年第三千七拾四号

七等判事 印**

主 十四等出仕 小島 範一郎 印**

副 十二等出仕 粕屋 萬壽 印***

** 「横地安信」の朱丸印

*** 「小島」の丸朱印

*** 「粕屋」の丸朱印

訴状却下案

原告人義明治九年九月廿一日甲第老号ヨリ甲第三号ニ至ル証

書ヲ以テ石中山経界ノ初審判決ヲ受ケタル後明治九年

十月廿三日更ニ乙第老号ヨリ乙第六号マテノ六通証書ヲ

以テ右山経界ノ訴訟ニ及「ブ」ニ付一応被告人ヲ召換シソ原

被告及対審処被告人ニ於テ今般原告人ヨリ捧呈セ

シ右六通ノ証書ハ一切承知不致旨申立テ且右六通

証書ヲ審閱スルニ乙第老号証ハ被告村ト田地売買

ノ証ニ非ラサル耳のみナラス其証書中ニハ只(後ハ長迫境ガ谷

〔二五五B〕

限り)ト有之テ該論山ノ境界方位記載無之然ルニ原

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

告人ハ甲第老号証ヲ援引シ右(後)トハ西方ナル旨申立

ルト雖モ甲第老号証ハ曩ニ論山境界ノ確証ニ不相立

ト初審判決ヲ受ケ既ニ權利ヲ失ヒタルモノニ付勿論再ヒ証

拠トスルヲ得ス第二第六両号証ハ原告村限りノ野山草

山帖ニテ被告人ニ対スル公証ニ不相立第三号証ハ原告

村戸長ヨリ被告人へ与ヘタル書面ニシテ是亦原告村限り

ノ証書ナリ第四第五両号証ハ石中山ノ文字モ一切記載

無之ニ付該論所ニ的当ナル証憑ト認定セス結局右六

通ノ証書ハ論山境界ノ確証ニ採用不相成然ル上ハ

原告人ニ於テ右六通ノ証書ヲ以テ被告人ヲ相手取り

初審判決後再ヒ石中山ノ境界ヲ争フヘキ權ナシ

〔二五六A〕

仍テ該訴受理セス却下候事

但 訴訟入費ハ被告人へ弁償スヘシ

答書へ左ノ通り書ヲ下ケ

右ノ旨趣ヲ以テ訴状却下候問答弁書モ下戻候

事

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ弁償ヲ受クヘシ

(二五六B)

(記述ナシ)

(二五七B)

(二五七A) (注四、四)

【八三】山境界出入ノ訴

一九年九月二日申渡ス

九月二日呼出 印*

* 欄外朱書きと「中尾」の丸朱印

明治九年八月三十日決ス 印**

** 「横地安信」の丸朱印

六年第百九号***

*** 朱書き

裁判言渡案

広島県安芸国豊田郡

NR村山受 総代

原告人

MU 辰五郎

同

IU 多四郎

山境界出入ノ訴

同県同国同郡

KH村 総代

被告人

WB 喜太郎

其方共訴訟遂審問処

原告ハ村内字板鍋山境界ノ義ハ第一号腰林改

帳写第二号野山入辻改帳写第三号村内傳兵衛

愛蔵所持ノ地所売切証文二通第四号御明知

方御給知方免割帳第五号山券状写等ヲ証拠トシ

西ノ方ハ被告KH村ノ上烏帽子岩ヨリ観音堂ヲ

境界トシ其東ノ方ニ当リタル草山ノ据*広島ヨ

リ甲山ヘノ通行道ノ側ニ第三号証書ノ通愛

蔵傳兵衛所持スル耕地凡ソ五畝歩余現在シ

年々税納罷在加之明治五年地券御發行ノ節右板

鍋山ハ公有地ニテ村総持ノ券状申請ケ夫々境界

モ記載セシ処被告ニ於テモ同所ノ山券状申請ケ

重複ニ相成ル故管庁ヘ御引上ケ相成ト雖モ確証

ノ通無税ノ草山ナレトモ村総持ニ相違無之処

(二五八A)

被告KH村ニテ無謂故障申述ルニ付出訴シ

タリ

被告KH村ハ字板鍋山ノ義ハ村総持ノ公有地

ニテ第一号慶長六年*村御検地帳ノ扣第二号*

正徳二年**差出シ帳写第三号寛政四年***同断

旧記第四号寛政十三年***諸色書出シ帳扣第

*** 西曆一七〇一年

** 西曆一七二二年

* 西曆一七九二年

五号板鍋山地券状ノ通原告村境

*** 西曆一八〇二年

ハ右板鍋山東南ノ方ニ当リ広島ヨリ甲山へ通行

ノ道ヲ境ニシ其側ニ有之袖摺岩烏帽子岩ヨリ

南北峰ヲ見通夫ヨリ西北ノ方ハ村惣持ノ

地所ニ付明治五年地券御発行ノ節村限り

取調券状拝授セシ処重複ノ趣ニテ管庁へ

(二五八B)

御引上ケノ御達有之ト雖モ村総持ノ山地ニ相違無之

殊ニ村内多藏ト申ス者所持ノ小屋モ数年

間論所内ニ建築罷在全ク無税ノ村持草山ニ

有之ヲ原告ノ内愛蔵傳兵衛義論所内ニ

開田致シ持地ノ券状申請ルニ付故障申

述タル義ニ有之旨答弁セリ

依テ判決スル左条ノ如シ

第一条

原告第一二号ノ帳簿被告第一号ヨリ第四号

ノ帳簿ヲ証拠トシテ字板鍋山ヲ互ニ村惣

持山ナル旨申述スルト雖モ其帳簿ハ各

村限り旧所轄庁へ書出シタルモノニテ

(二五九A)

原告被告村ノ連印ハ勿論所轄官吏ノ検査セシ

モノニモ無之各村限りノ扣ニ付村境ノ山地ヲ所

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

有スル確証ニハ相立サルモノトス

第二条

原告(ニ)於テ第五号板鍋山地檢状写ヲ証憑ト

スレトモ被告ニ於テモ右地券ヲ以(テ)村総持ナル由

申立卷簡所ノ山地ヲ原告被告ニテ重度

ニ券状下附セシニ付其管庁ヨリ明治八年

八月券状引上ケ(ル)可ク布達有之ニ付

改正セサル内ハ両通之憑拠ト看認メ難シ

第三条

原告第三号字板鍋山中ニ孕リ^マ居ル村内

(二五九B)

愛蔵傳兵衛所有ノ開田地売切証文式

通ヲ証憑トスレトモ地所字ナ附并名前

等モ相違スルニ付村境板鍋山ノ境界ヲ争

フ証拠ニハ採用ナシ難シ

第四条

原告第四号免割帳ヲモ一ノ証書トシ

テ差出トイヘトモ村内限り記載シタルモノニテ

山番料又ハ野山分ケ山入用ノ義有之トモ何山ノ入用ナルヤ帳簿

上ニテハ決シ難キモノトス

第五条

第五條

*「孕^{はら}み」か。

八五五(二八九)

原告(二三)於テハ被告村ノ上烏帽子岩ヨリ観音

堂ヲ以(テ)村境トシ被告ハ広島ヨリ甲山行

〔二六〇A〕

ノ小道ヨリ袖摺リ石南北ノ峯ヲ見通村境

ナル旨申告スレトモ前三条ノ通照準ス可キ

モノ無之ニ付無証ノ申立ハ双方トモ採用

セス

第六条

原告ノ内傳兵衛愛藏当時所持スル五畝

歩余ノ開田地論所ノ傍ニ属スル地番ハ被

告ニ於テモ年曆ハ不分明ナレトモ右兩人ノ開

田ナル旨申口吻合スルニ付テハ

原告所有主ヨリ所轄

庁へ申立処分ヲ受ク可シ

第七条

〔二六〇B〕

前条説明スル理由ニテ到底無境界ノ

山地ニ付更ニ其筋ノ処分ヲ請ク可キ

事

但訴訟入費ハ原被告各自費タル可シ

右

代書差添人

右ノ通申渡夕間其旨可相心得事

明治九年八月

〔二六一A〕(注疏、略)

〔八四〕預ケ金取戻ノ訴

九年九月四日申渡*

八月十八日呼出*

九月四日呼出***

明治九年七月七日

七等判事 印***

主 三級判事補 菊池 重威 印

副 十三等出仕 松野 節夫 印

第千六百二十一号****

裁判申渡案伺

広島県安芸国広島木挽町

原告人 T G 傳兵衛

預ケ金取戻ノ訴

同 横町

I K 多兵衛 代人

印*** 欄外に朱書き

*** 「中尾」の丸朱印

*** 欄外に墨書き

*** 「横地安信」の丸朱印

*** 朱書き

被告人 N M 彌三郎

其方共一件遂審問処

原告 T G 傳兵衛ハ父傳兵衛ヨリ被告多兵衛へ弘化元年辰*ノ八

* 西曆一八四四年なお、

(二六一B)

弘化は一八四八年まで

月廿二日旧藩札拾七貫五百目相預ケ弘化二年*正月五日可受取約

* 西曆一八四五年

定

ニテ預リ証書ヲ受領シ其期督促スト雖モ

弘化元年辰八月廿一日亡父傳兵衛預リ置ケ金貳拾兩(一)

証書ヲ差出シ且弘化度ハ金

壹兩ヲ銀札八百七拾五匁ニ交換セシモノニテ則金貳拾兩ハ銀札拾

七貫

五百目ニ相当ナルヲ以(テ)差引計算可相立然ラサレハ弘化度預

ル藩札ハ

嘉永度* 価位下落シ金壹兩ニ付銀札三拾貳貫五百目ニ定リタル藩令

* 西曆一八四八〜五四四年

ニ基キ金五拾三錢八厘返却スレハ被告ノ義務相尽シタルモノヲ扨

無謂不

条理ヲ主張スト雖モ弘化二年正月五日返金セサルハ其違約ノ責メ

被

告ニ在リ加之証書中使用ノ明文無之以上ハ仮令幾十年ヲ經過スル

モ弘化度旧藩定ノ通り金壹兩ハ銀札六拾五匁ノ相場ニ基キ預ケ銀

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

拾七貫五百目此金貳百六拾九円貳拾三錢返戻ヲ受ケヘキ權利ヲ有
スル

モノニ付及請求タル旨陳述セリ

(二六一A)

被告 I K 多兵衛代人 N M 彌三郎ハ原告傳兵衛陳述ノ通り弘化元

年辰ノ八月廿二日旧藩札拾七貫五百目預リタルニ相違無之然レ共

自分方

ヨリモ金貳拾兩原告傳兵衛へ預ケ金有之証書中年号記載無之ト雖

モ則原告ヨリ預リタル銀札拾七貫五百目ト差引ノ為メ相預ケ置ケモ

ノニテ弘化元

年辰ノ八月廿一日ノ証書ニ相違無之又弘化度ニ溯リ旧藩札ノ相場

ヲ外(一)

書類等ニ就キ考フレハ金壹兩ニ付銀札八百七拾五匁ノ比較ニ相当

リ原

告ヨリ預リ置ケ銀札七貫五百目ハ金貳拾兩ニ適當ナレハ右ヲ以

(二) 差引

計算イタシ度然ラサレハ弘化度預リタル旧藩札ハ価位追々下落シ

嘉

永五年*ニ至リ銀三拾貳貫五百目ヲ金壹兩ノ相場ニ相定リ旧藩交

* 西曆一八五二年

換相成タルニ付其相場ニ基キ原告請求スル銀札七貫五百目ヲ金ニ

直シ五拾三錢八厘返戻イタシ度旨答弁セリ

八五七(二九一)

仍テ判決スル左条ノ如シ

第一条

(二二八二B)

原告(三)於テハ証書面使用ノ明文記載無之上ハ幾十年ヲ経過スル共

弘化二年ニ遡リ金壹両ニ付旧藩札六拾五匁ノ相場ニ基キ預ケ銀拾七

貫五百目ヲ金ニ直シ貳百六拾九匁貳拾三錢ヲ返戻受度旨陳述ス

ト雖モ証書面使用ノ明文無之ヲ以テ使用セサルモノトセハ弘化四年*

年*ノ 藩令并嘉永五年*新古札交換ノ際現札ノ俣可請求筋然ルヲ其期

*西曆一八四七年

ヲ失シ既ニ廢滅ニ罹ルノ後其使用ヲ責メス却テ弘化二年

ノ相場ニ依リ返金ヲ督促スルモ使用ノ有無ハ相場ノ高下

ヲ争ノ証ニ非ス且弘化四年ノ藩令ヲ推考スルニ近來下方金相場

高下云々ト有之必然下方ニテ金相場時々高下有之*金

*本条末尾参照

壹匁ニ付銀六拾五匁ノ相場ヲ以(テ)返金ヲ求ムル權利ハ無之モ

トス

*以下の「」内上段の文章は朱書きによる修正が加えられた部分であるが、製本に際し、截断により数文字分が欠けたと考え

られる。欠けた文字を推測して補充を試みたものを下段に示した。

「モノト相見ヘ加之明治四〇

七月〇

政官〇

り各〇

紙幣〇

位被〇

ル上ハ」

「・・・明治四年

七月太

政官ヨ

り各藩

紙幣備

位被定タ

ル上ハ」

第二条

被告(二)於テハ辰ノ八月廿一日ト記載有之金貳拾両原告傳兵衛

ヘ預ケ証書

ハ弘化元年辰ノ八月廿一日ノ証書ニテ則當時ノ相場ハ金壹両ニ付

藩札八

(二二三A)

百七拾五匁ノ比較ナルヲ以テ右ニ照依シ預ケ金ト預リ銀ト差引計

算可相

立然ラサレハ弘化度預リタル藩札ハ連々価値下落シ嘉永五年*ニ至

リ遂ニ

金壹両ニ付銀三拾貳貫五百目ノ比較ニ相定リ交換相成リタル藩令

ニ基キ原告ヨリ預

リタル銀拾七貫五百目ヲ金ニ直シ五拾三錢八厘返戻イタシ度旨申

*西曆一八五二年

答フルト

雖モ「弘化度旧藩札ノ相場原告吻合セス加之ナラス明治四年七月太政官ヨリ

各藩紙幣価位被定タル以上ハ方今ニ至リ弘化度ノ相場ニ溯リ差引計算ヲ

求ムル権利無之且」**嘉永五年ノ藩令ニ基キ預リ銀拾七貫五百目ヲ金ニ

直シ五拾三錢八厘返戻イタシ度旨申述ルモ愈（々々）返金ノ義務ヲ知

ラハ約定期限ヲ誤タス新古札交換ノ際返戻イタスヘク筈然ルヲ數十年

間自己ノ融通ニ宛置キ今更右様申立ルハ甚タ不条理ニテ申分不相立

第三条

右之筋合ナルニ付明治四年七月十四日銀貳百拾六匁ノ相場ヲ以テ定メラレタル新貨幣旧

広島藩製造札価格比較表大藏省ヨリ御達ニ照依シ

（二六三B）

被告預リ置ク銀拾七貫

五百目此金六拾四円八拾壹錢四厘ノ内ニテ原告ヘ預ケ置ク金

貳拾兩差引残り金四拾四円八拾壹錢四厘原告傳兵衛ヘ

償却スヘシ

明治初年、広島県庁の民事裁判について（四・完）

但 訴訟入費ハ原告被告各自費ト可相心得事

代書人 共

右申渡ノ趣可相心得事

（二六四A）（注17、18）

【八五】貸金催促ノ訴

九月十一日呼出シ**

印**

**欄外に墨書き

と下部に「中尾」の丸朱印

**朱書き

明治九年第二千三百二十五号**

七等判事 印***

***「横路安信」の丸朱印

主 四級判事補 一色 小十郎 印
副 十三等出仕 松野 節夫 印

裁判案

広島県安芸国佐伯郡五日市村

農

原告人 I 清八

全県全国広島袋町

士族

右代人 I Z 延藏

八五九（二九三）

貸金催促ノ訴

全県全国全都蒲刈島三戸城浦
農

(二六四B)

Y K 佐吉

其方共一件審理ヲ遂ル処原告ニ於テ明治八
年九月二日被告Y K 佐吉へ薦繩売渡シ代
金拾九円拾七銭八月貳割半ノ利息ヲ加へ

明治九年五月限り返済可致ノ証書取置キ満期

後明治九年七月九日被告ヨリ買取タル石灰八百十三俵

ノ代価拾八円六拾九銭八厘差引殘金五拾壹円

拾八銭九厘被告ヨリ受取度旨ヲ申立ツ被告ニ

於テ原告ノ証ハ自分ヨリ差入レ満期後石灰八

百十三俵 代価拾八円六拾 相渡シタルハ相違ナキ処右書

中ニ利息月貳割半ト記載セシハ月貳步半ノ書キ

誤リニシテ其旨原告ニ於テ承諾ニ之レアルハ原告代人

KN品吉ヨリ受取置キタル計算 被告第一号 証書二明

(二六五A)

瞭タルヲ以テ元金八月貳步半ノ利息ヲ付シ并約定ノ督

促入費貳円七拾錢トモ返済ヲ遂クベキ旨答弁セ

リ仍テ判決スル左ノ如シ

第一条

原告ニ於テ被告ノ証ハ石灰八百十三俵ノ受取
書ヲ直ニ被告ヘ相渡サ、ルニ付KN品吉自分ノ
代人トシテ右計算証明相渡セシナリト申立テ
有之以上ハ該証書上ニ於テ品吉ハ自己ノ代人ニ
アラズト云フヲ得ザルモノトス

第二条

被告ノ証ニ金貳拾七円拾四錢ト記載アルハ元金へ
月貳步半ノ利息五円貳拾七錢ト督促入費貳
円七拾錢ト併セシナリト被告ヨリ申立テ原告ニ
(二六五B)

於テモ督促入費貳円七拾錢受取ルベキ約アリト
申立ル以上ハ該証ノ貳拾七円拾四錢ハ利息月貳步
半ノ計算タルヲ以テ原告ニ於テ利息月貳割半
ノ証書ヲ取置クト雖トモ其後月貳步半ニ引
直シヲ承諾セシモノト明認ス

第三条

前条々ノ通ニ付本訴貸借ハ元金拾九円拾七銭八月貳步
半ノ利息并双方約定ノ督促入費貳円七拾
錢トモ合金ノ内へ石灰八百十三俵ノ代価ヲ差引殘金ヲ
被告人ヨリ原告人へ返済可致儀ト
判決ス

但 訴訟入費ハ原被告トモ自費タルヘキ事

代書人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年八月廿八日*

*欄外に墨書き

山口県士族

澤 半三郎

其方共詞訟遂審理処
原告人ニ於テハ明治元年辰極月亡父源四郎義所有ノ田地并畠地
六ヶ

所ヲ被告庄七ヘ代米拾六石ニテ売渡シ地所ハ其俣亡父源四郎并自
分義作配致シ三田庭米 小作米ナリ以下 貳石八斗モ年々被告人ヘ相
納メ来リ而シテ三田庭米ヲ年々不納セザレハ依然作配致シ明治四
未年ヨリ明治九子年迄ニ右地所ハ代米拾六石ニテ買戻スヘク若シ
右

年限中一ヶ年ニテモ三田庭米不納セハ地所ハ速カニ被告人ヘ引受
ケ勿論買戻シモ不為致トノ定約ニテ第一号定約証ヲ被告人ヨリ
領収シタリ然ル処定約通り三田庭米モ年々不納セザルニ因リ
今明治九年マテ依然右地所ヲ作配致シ来リ就テハ第一号定約
証ニ基キ右地所ヲ代米拾六石ニテ買戻シ度旨被告人ヘ請求セシ処
被告

原告人ニ於テ自分ヨリ明治四五年両季ノ三田庭米不納シタルニ付右
兩年ハ三
田庭米ノ受取書ヲ不相渡且霜月二日附ノ書面即チ不納ノ証拠ナル
旨
申立テ地所買戻シノ請求ヲ承允致サスト雖モ右書面ハ一切覚ヘ無
旨

〔二六六A〕 (注、因)

【八六】 地所買戻催促ノ訴

明治九年第貳千四百四号 印*

七等判事 印*

*「中尾」の丸朱印
*「横路安信」の丸朱印

裁判申渡案

主 十四等出仕 小島 範一郎 印
副 四級判事補 一色 小十郎 印

原告人

賀茂郡 高屋東村
農 M Y 泰十郎

右代人

同郡下三永村
農 Y U 徳左エ門

地所買戻催促ノ訴

同郡高屋東村
農 T H 庄七

被告 廣島紙屋町寄留

〔二六六B〕

明治初年、広島県庁の民事裁判について (四・完)

之加之其書面中ノ押印ハ被告人ノ長男常之助ノ実印ニシテ決〔シ〕
テ自分

ノ実印ニ無之明治元年頃ヨリ明治五年マテ自分平生用ユル所ノ実
印

ハ今回対照ノ為メ捧呈シタル第二号証書ノ押印ナリ而シテ被告
人ヨリ霜月二日附証書ノ押印ヲ証明セシガ為メ差出シタル明治三
年午極月

附ケ証書ノ押印ハ霜月二日附証書ノ押印ト同一ナリト雖モ明治三
年

午極月附証書ヘ調印シタルハ被告人ヨリ借受ケタル義ニ有之且三
田庭米

受取書ハ抑モ明治元年右地所ヲ作配セシ以來一切不取置依之三
田庭米ノ受取書ハ所持セスト雖モ第一号証ノ原約タルヤ一ヶ年ニ
テモ

〔二六七B〕

三田庭米不納シタルナレハ地所ハ悉皆被告人ヘ引受ケ勿論買戻ノ
定

約モ取消ストノ旨趣ナルニ今明治九年迄依然作配致シ来リタルハ
畢

竟三田庭米ヲ不納セサル明証ナリ仍テ原約通り兼テ売渡シ
タル六箇所ノ田畠ハ代米拾六石ニテ被告人ヨリ買戻シ度旨申述
シタリ

被告人ニ於テハ原告人ヨリ買戻ヲ請求スル地所ハ明治元年辰極月
買

受ケノ際明治九子年限リ代米拾六石ニテ売戻ス定約証ヲ相渡シタ
ルハ

相違無之而シテ三田庭米式石八斗ヲ一ヶ年ニテモ原告人不納セハ
地

所ハ自分ヘ引受ケ勿論売戻モ不致トノ契約ナル処原告人ニ
於テ明治四五年兩季ノ三田庭米ヲ不納シタルニ付明治五年地所ハ
一旦自分ヘ引受ケ更ニ貸付ケ作配致サセタリ就テハ原告人ヨリ

三田庭米不納ノ証拠トシテ霜月二日 明治四年ノ霜 附書面ヲ受取り
〔二六八A〕 月二日ナリ

右兩年ハ三田庭米受取書ヲ相渡シ置カス如此三田庭米不納セシ上
ハ勿

論売戻ノ契約モ消滅シタリ然ルニ原告人ニ於テ霜月二日附ノ書面
ハ一切覺ヘ無之且其書面中ノ押印ハ被告人ノ長男常之助ノ実印ニ
シテ

決〔シ〕テ己レノ実印ニ無之杯申立ルト雖モ常之助ノ実印ハ対照
ノ為メ捧

呈セシ第三号証書ノ押印ナリ加之第一号証書ノ押印ハ被告人実
印ナルヲ証明スヘキ第二号明治三年午極月附ノ証書ヲ所持セリ其

証
書ノ印影ハ第一号証ノ印影ト符合セリ依之第一号証ハ公正ナル事

明白ナリ如此原告人ニ於テ三田庭米不納シタル顛末昭明ナルニ付兼

テ原告人へ相渡シタル定約証ニ基キ田島六箇所ハ売戻ス義務無之旨弁駁セリ

仍テ判決スル如左

第一条

(二六八B)

被告人ニ於テ予テ原告人へ作配致サセタル田島六箇所ノ三田庭米ヲ

原告人ヨリ明治四五年分不納シタル旨第一号霜月二日附ノ証書ヲ憑

抛トシテ申立且第一号証ノ押印ハ原告人ノ実印ナルヲ对照センカ

為メ第二号証ヲ捧呈シタリト雖モ原告人ニ於テ第一号証ハ一切覚ヘ

無之且其証書ノ押印ハ己レノ実印ニ非ラサル旨亦他ノ印鑑ヲ証

憑トシ并第二号証ハ被告人ヨリ借受ケタル印形ヲ押捺シタル由申述

ヘ而シテ其頃村役場ニ印鑑ノ備ヘモ無之ニ付双方申争迄ニテ被告第一号証書ノ押印ヲ証明スヘキ憑証ヲ得ヘカラス且

第一号証書中ニハ三田庭米不納ノ廉明記無之ニ付到底霜月二日附ノ証書ハ三田庭米不納ノ公証ニ相立チ難シ

第二条
明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

受

(二六九A)

ケ更ニ貸付ケ作配致シ来リタル旨申立ルト雖モ証左無之且原告(一)於テ

買戻シ云々ノ証書所有スル上ハ右被告申立ハ信

用ナシ難シ并明治四五年分ハ三田庭米受取書ヲ原告人へ授与セス

是不納ノ証憑ナル旨申述ルト雖モ原告人ニ於テ明治元年右地所

作配セシ以来一切三田庭米受取書ハ取置カサル旨申答ル上ハ

是亦被告人申立テハ結局無証憑ナルニ付必ス三田庭米受取書ヲ右兩年ハ原告人へ授与セサルト明認シ難シ

第三条
原告人ヨリ捧呈シタル第一号定約証タルヤ原告人ニ於テ右地所ノ

三田庭米式石八斗ヲ一ケ年ニテモ不納セハ直ニ地所ヲ被告人へ引受ケ

勿論買戻シモ承允セザルトノ旨趣ナル処依然今日迄原告人

右地所ヲ作配致シ来リタル廉原被告申口吻合セル上ハ小作米八年々不納セザルモノトス然ル上ハ原告人ニ於テ右地所買

(二六九B)
戻シヲ請求スル権利アリトス

第四条
前条々ニ説明スル筋合ナルニ付原告人請求ノ通り被告人ヨリ田島六ヶ所ハ代米拾六石ニテ売戻スヘク義ト判決ス

八六三(二九七)

但訴訟入費ハ成規ニ照シ被告人ヨリ弁償ス可シ

右代書人

右代人

農 KM 席助

同郡四日市次郎丸村

右之通裁判申渡タ間其旨可相心得事

明治九年九月十四日

(二七〇B)

引合人

農 HU 國藏

(二七〇A) (注説、183)

【八七】貸米催促ノ訴

九年九月廿六日申渡、九月廿六日呼出* 印*

* 欄外に朱書きと

明治九年第七百八拾壹号

「中尾」の丸朱印

七等判事 印*

* 「横路安信」の丸朱印

主 十四等出仕 小島 範一郎 印

副代 三級判事補 山田 熊雄 印

裁判申渡案

賀茂郡下三永村

原告人

農 YU 徳左エ門

貸米催促ノ訴

同郡原村

被告人

農 K 信正

同郡同村

其方共詞訟遂審理処

原告人ニ於テ被告人ヘHU國藏ヨリ明治五年四月十二日明治五年

十一月

限り返済ノ契約ニテ正米七石貸付ケタル証書ヲ明治九年三月八日

譲リ受ケ爾來被告人ヘ返済方及督促ト雖モ一切承允不致加之

該件出訴ノ証書ニ関セサル受取書ヲ証拠トシテ右借用米返還済

ナル旨申立ツルト雖モ右貸米証書ニ当リ被告人ヨリ是迄入米致

シタル事一切無之ニ付右証書表ノ元利米共速カニ弁償受度旨申立

テ被告人ニ於テ原告人ヨリ捧呈シタル証書ハHU國藏ヘ差入レタ

ルニ相違

無之尤其証書ノ借用米元利共夫々返却済ニテ受取書ヲ所有セ

ルニ付原告人請求スル元利米返済ノ義務無之旨申述ヘ引

合人HU國藏ニ於テハ被告人ヨリ差出シタル受取書ハ他ノ取引

(二七一A)

ニテ自分ヨリ原告人ヘ譲リ渡シタル証書ニ当リテハ被告人ヨリ一

切入米

無之旨申述シタリ仍テ判決スル如左

第一条

被告人ヨリ借用米返却済ノ証拠トシテ捧呈シタル受取書ハ原告人并引合人ニ於テ該件ニ関セス他ノ取引受取書ナル旨申之且原告人ヨリ出訴請求スル貸米証書ハ明治五年四月十二日附ニテ既ニ初

夏ニ有之処被告人証拠トスル受取書ハ第一項ニ米七石申年春元ト明記有之ニ付倍々右受取書ハ原告人出訴ノ貸米証書ト格別ノ取引ナル事昭明タリ然ル上ハ右受取書ハ該訴借用米返却済ノ公証ニ相立シ難シ

第二条

前条ニ弁明スル筋合ナルニ付原告人請求ノ通り被告人ヨリ

〔二七一B〕

元米七石ヘ定約ノ利子ヲ加ヘ済方致ス可ク義ト判決ス

第三条

該訴入費ハ成規ニ照シ被告人ヨリ原告人并引合人ヘ弁償スヘシ

代書人

右之通り裁判申渡夕間其旨相心得ユヘシ

〔二七二A〕 (注脚、185)

〔八八〕 貸金滯滞之訴

明治初年、広島県庁の民事裁判について (四・完)

九年五月四日言渡済* 印*
明治九年第九百六号

裁判申渡

安芸国広島

六町目下組士族

原告人 M M 愛之助

貸金滯滞之訴

同国同所

西地方町 商

被告人 H D 権平

〔二七二B〕

右代言人

同国同所

西土手町 商

小山 次兵衛

其方共一件遂審理処

原告訴ル趣旨ハ明治三年十二月被告

権平ヨリ萬問屋株札壹枚并右株札証

文尙通繰綿買積問屋株証文尙通

都合三通抵当ニ取置キ壹分銀百八・・

両貸渡候処右株札無之テハ一日モ商業

難相営趣ヲ以テ何分貸呉候様被告権

* 欄外に朱書きと下部に

「脇屋」の丸朱印

平ヨリ元助ヲ以〔テ〕申越シタルニ付相渡申候
〔二七三A〕

明治四年四月ニ至リ四ヶ月分ノ利子十
五匁受取爾後自分ハ兵庫西ノ宮鏡道

働方ニ罷越留守中ハ右金督使方専ラ

元助へ委任致シ置キ明治七年六月帰

県直チニ弁償方権平へ及掛合候処右

株ハ明治四年十月御廃止相成候ニ付弁

償難出来依テ包金ニテ勘弁致シ呉レ

へク様苦情申立延遷今日ニ至リ加之

右株ハ曾テ流質致シ候儀ハ能ク受人

ノ添書ニ明瞭タルナト無稽ノコトノミ主張

シ道付サル旨申立

被告答ル趣ハ今般原告ヨリ詞訟ニ及ヒタ

ル証書面金員ノ原由タルヤ明治三年

〔二七三B〕

三月十一日 TUDY 榎田屋久兵衛ナル者ノへ萬間
屋株札老枚并右株札証文巻通練

綿買積問屋株証文巻通抵当ニ

差入レ壹分銀百貳拾兩借受爾後

追々償却殘金百八兩明治三年十二月

ニ至リ原告愛之助ノ名宛ニ改正右抵

当ノ株札共同人へ相渡シ置キ明治四
年四月四ヶ月分ノ利子金拾五兩償却

期限ニ莅^タミ古株愛之助へ流質ノ儀

小頭役 TaDY 松太郎へ届出既而右

株御廢止相成候得共囊キニ流質ニイ

タシ夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ此ノ儀

ハ能ク請人ノ添書ニ明ナリ然ルニ今般

〔二七四A〕

原告ニ於テ之ヲ訴状ニ掲載セサルハ

何ソヤ^{法廷}太^{法廷}タ^{法廷}以テ不審ナリ又曰借用証書

ハ自分方へ相戻ル可キ処右株原告愛

之助名前ニ切替ラサルヤ自分ヨリ取戻方

原告へ照会ニ及ヒタル儀モ無之又曰

原告ニ於テ明治三年十二月右株証

書自分借用ノ儀元助ヲ以テ申越

タルニ付相渡云々申立ルト雖モ右等ハ元

助へ依頼シタル儀ハ一円無之右古株札ハ

現今KO貞助ナルモノ、手ニ存在セル

旨陳述セリ

依テ裁決スル左ノ如シ
〔二七四B〕

原告ニ於テ金百八兩貸付抵当ニ取
置タル株札被告ノ頼ニ任セ亡治助ハ相
渡スト雖モ貸金ハ不受取ニ付添証
書所持セシ旨陳述シ被告ハ株札借入
方ヲ元助ヘ依頼シタル義無之旨申立引合
F Y 寿兵衛ハ元助ヨリ亡OD 隆之助ヘ
借金ノ抵当トシテ明治三年四月右
株札指入置キA K 幸三郎ハOD 隆
之助ヨリ貸金ノ抵当ニ取り置キK O 貞
助ハA K 幸三郎ヨリ抵当ニ取り金
子貸渡シ返弁期限淹滞シ当時
貞助ノ手許ニ留メ置キタル旨陳告シ
(二七五A)

以是観レハ原告他出前元助ハ株札相
渡シ廻リ質ニ夫々流通シ明治三年
十二月ニ至リ更ニ明治四年八月迄ノ
期限ニ相改タル証書文中ニ元利相
納メ不申候ハ、質物勝手ニ帖面受取
ル可クトノ明文有之其期限ニ至リ被
告ヨリ不受戻上ハ流質ニ付株札名前
書替ヲ其筋へ請フ可キヲ等閑他へ流
通シ添証文ノミ現在シ請渡ノ証書

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

無之テハ治助ヲ以(テ)株札被告へ貸与シタ
ルトノ申立ハ採用セス

第二条

被告ニ於テ株札ハ期限ニ^{のぞ}莅ミ流質ニ相
(二七五B)

成旨小頭へ届ケ流レ切ニセシ受
人ノ添書ヲ原告へ渡シ置キタル旨陳
述スレトモ無証拠ニ付採用為シ難シ

第三条

諸株ノ名称ハ明治六年一月当県
第四十七号ヲ以テ廃止ノ布達ニ及ヒ
其前期限ノ切レタルヲ他へ抵当ニ指
入中廢物トナリ被告落握セサルハ明
瞭ナルニ付原被告トモ株札廢止ノ年
月早晚ノ争ハ採用セス

第四条

前条ノ筋合ナルニ付亡治助ヲ以(テ)被告
へ株札貸与シ明治三年四月中被
(二七六A)

告ト治助ノ間ニテ他へ質物ニ致シタル
ヲ明治三年十二月ニ至リ原告(ニ)於テ
取受ル添証文ニ萬間屋株札竊

買積問屋株札入置借用云々ノ明文記載ス可キ謂レ無之ニ付被告ニテ右株札落握セサル已前廢止ノ布達有之ニ付原告(一三)於テ被告ヘ対シ貸金請求ノ權ヲ失スル者ト判決ス

右

差添人

右之通裁判申渡セシ間其

旨可相心得事

〔二七七B〕

明治九年四月

主 馬渡

〔二七七A〕

(注脚、略)

【八九】貸金淹滞ノ訴

明治九年第九百六号

印** 裁判申渡案

廣島六町目下組

貸金淹滞ノ訴

原告 士族 廣島西地方町

被告 商 HD 權平

右代言人

廣島西土手町

商 小山次兵衛

其方共一件遂審理処

原告訴ル趣旨ハ明治三年十二月被告權平ヨリ萬問屋株よろず札壹枚并右株札証文壹通繰綿買積問屋株証文壹

通都合三通抵当ニ取置キ一分銀百八兩貸渡候処右株札

〔二七七B〕

無之テハ一日モ商業難相管趣ヲ以テ何分貸與候様被

告權平ヨリ元助(ヲ)以(テ)申越シタルニ付相渡申候明治四年

四月二

至リ四ヶ月分ノ利子拾五兩請取爾後自分ハ兵庫西ノ

宮鐵道働方ニ罷越留守中ハ右金督促方專ラ元

助ヘ委任イタシ置明治七年六月帰県直チニ弁償方權平

ニ及掛合候処右株ハ明治四年十月御廢止相成候ニ付

弁償難出来依テ包金ニテ勘弁イタシ呉ヘク様苦情

申立延遷今日ニ至リ加之右株ハ曾テ流質イタシ候儀

ハ能ク受人ノ添書ニ明瞭タルナト無稽ノ事ノミ主張

シ道付サル旨申立

印** 「横路安信」の丸朱印

印*

* 「山田」の

丸朱印

** 「横路安信」の丸朱印

被告答ル趣ハ今般原告ヨリ詞訟ニ及ヒタル証書面
金員ノ原由タルヤ明治三年三月十一日 TUDY 久兵エナル
モノヘ萬間屋株札壹枚并右株札証文壹通繰綿

(二七八A)

買積問屋株証文壹通抵当ニ差入レ壹分銀百貳拾

兩借受尔後追々償却殘金百八円明治三年十二月ニ至

リ原告愛之助ノ名宛ニ改正右抵当ノ株札共同人ヘ

相渡置キ明治四年四月ヶ月分ノ利子金拾五兩償却

期限ニ莅^{のぞ}ミ右株愛之助ヘ流質ノ儀小頭役 TADY 松太郎

ヘ届出既而右株御廢止相成候ヘトモ曩キニ流質ニイタシ

夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ此ノ儀ハ能ク請人

ノ添書ニ明ナリ然ルニ今般原告ニ於テ之ヲ訴状ニ掲載セサ

ルハ何ソヤ太^{はなはだ}以テ不審ナリ又曰(ク)借用証書ハ自分方ヘ相

戻ルベク処右株ハ原告愛之助名前ニ切替ラサルカ自

分ヨリ取戻方原告ヘ照会ニ及ヒタル儀モ無之又曰(ク)原

告ニ於テ明治三年十二月右株証書自分借用ノ儀元

助ヲ以テ申渡タルニ付相渡云々申立ルト雖トモ右等ハ元

助ヘ倚頼シタル儀ハ一円無之右株札ハ現今 KO 貞

(二七八B)

助ナルモノノ手ニ存在セル旨陳述セリ

依テ裁決スル左ノ如シ*

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

第一条 原告ニ於テ兼テ抵当ニ取置タル株札

ハ被告ノ頼ニ任セ亡元助ヘ相渡云々申立被告ニ於テハ

右株証札借入方元助ヘ倚頼シタル儀ハ一円無之旨申立

引合人 F Y 壽兵エハ元助ヨリ O D 隆之助

ヘ借金ノ抵当ニ差入置キタル旨申立 A K 幸

三郎ハ O D 隆之助ヨリ貸金ノ抵当ニ取り置タル旨

申立 KO 貞助ハ A K 幸三郎ヨリ抵当

ニ取り金子貸渡候処期限後滯シ右抵当ノ株

札ハ今以(テ)自分手許ニ留置キタル旨申立(テ)以是觀此

「原告出稼中貸金催促方ヲ元助ヘ相委置キタル趣ニ付

金銭融通ノタメ同人ノ」*使用セシハ明瞭タリ然ルニ原告ニ於テ

(二七九A)

株札被告ヘ貸与シタルトノ申分相立タス

第二条 被告ニ於テ右株証札ハ期限ニ莅^{のぞ}ミ原告ヘ流

質ノ儀小頭ヘ届出タルニ付夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ云々

申立ルト雖トモ曾テ原告ヘ差入置キタル借用証書自分手

許ニ還付セサルヲ以テ原告ノ名前ニ切替ハラサル事ヲ予

知スルノミナラス且現今右株札ハ他人ノ手ニ存在セルヲ明認セル

上

ハ夫ニテ返弁ノ義務ヲ尽シタルモノトハ難看做

八六九 (三〇三)

第三条 原告ニ於テ右株札明治四年御廃止云々

申立ルト雖トモ右ハ明治六年一月該県第四拾七号(注8)

ヲ以テ諸株廃止ノ布達セリ依テ双方ノ申条ハ採用セス

第四条 原告ニ於テハ百八両ノ金子ハ直ニ被告ヘ相渡シ

タルニ付請人等ノ添書ハ曾テ落握セサル旨申立被告ニ

於テハ右株流質ノ儀ハ請人ノ添書ニ照セハ明瞭ナリ

(二七九B)

然ルヲ之ヲ原告ニ於テ訴状ニ掲載セサルハ太以(はなはた)不審ノ旨

申立ルト

雖トモ奚(な)ソ添書ノ有無ニヨリ返弁ノ義務ヲ免ルト免

カレサルトニ関涉アラシヤ

第五条 原告ニ於テ右抵当品被告ヘ還付セサル上ハ

金子請求ノ權ナシトス*

但 訴訟入費并引合人ノ入費共成規ノ通原告ヨ 本文、なお、

リ弁償スヘシ 本項末尾を 参照

明治九年四月十八日 主 中属 馬渡 俊猷 印*

副 (署名ナシ) *「馬渡俊猷」の朱丸印

印** *「一色」の丸朱印

印** *「一色」の丸朱印

第五条 ** 前条ノ次第二付被告ニ於テ借受ケタ

* 以下、付箋に墨書き

**「馬渡俊猷」の丸朱印

ル金子ハ原告ヘ償却原告ニ於テハ取置キタル抵当品ハ被告

ヘ還付セルモノトス

但 訴訟入費ハ原告トモ自費并引合人ノ入 代書人

費ハ原被告双方ヨリ償却スヘシ 引合人

右ノ通申渡セシ間其旨可相心得事

「原告ニ於テ抵当品ヲ元助ニ渡シタルハ貸金受取ル可キ權

* 末尾に四行朱書き

利ヲ失スル事故ニアラザルハ無論且ツ被告ニ於テ義務ヲ尽シ

タルモノト看做シガタキ上ハ被告ヲ曲トシ訴訟入費迄済方

申付テハ如何」印* *「一色」の丸朱印

**「原告人ハ抵当物ヲ被告人ヘ已ニ還附シタルト云ヒ被告人ノ

流質シタルト云フハ両ツナガラ採用シ難シ然レバ有益ノ抵当

物貸借中廃止トナリ忽チ無用ニ販(き)シタレバ被告人ニ於テ不良

心ヲ生シ違約セシ情勢ガ無キニ非ズ況ンヤ嚴然タル証拠原告

ノ手ニ存スル上ハ・・・」(以下、欄外用紙の部分が編綴の際の截断により判読不能)。 ** 欄外に三行分朱で書入れ

出ス証書面ノ通明治五年五月仏檀売払可ク約定相□^明製本の際の截断により判読不能。「極」か。

〔二八〇A〕(注脚、別)

【九〇】貸附金催促ノ訴

九年五月十一日裁判言渡書*

印*

* 欄外右側に墨書と下部に「脇屋」の

丸朱印

九年第千百五十三号**

印*** 裁判言渡書

広島県安芸国

広島六町目下組商

F H惣兵衛 代言人

同所東魚屋町商

増岡俊平

貸附金催促ノ訴

同 県 同 国

同所立町士族

被告人

M K 眞清

其方共一件及審理処原告陳述ノ趣ハ今般差

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

有之代価ハ相定ラス明治八年三月ニ至リ代価八円ニ相極メ明治八年十一月一日該証書差入レタル義ニ有之然

レトモ取引實際ハ明治五年五月ニテ既ニ出訴期限過去ル者ニ付素ヨリ相對返済ハ致スヘシト雖原告ヨリ出訴請求スヘキ權利ハ無カルヘキ旨答弁セリ仍テ判決左ノ如シ

第一条

被告(ニ)於テ明治八年三月仏檀代価取極メ明治八年十一月一日ニ至リ証書差入レタル旨陳述ス〔二八一A〕

ト雖モ原告申立ト符合セザル上ハ無証ノ申口ニ付採用不相成証書差入レタル節代価取定メタル者ト見做サザルヲ得ス

第二条

該件売買ノ約定ヲ為シ仏檀受取渡シタルハ

明治五年五月ニ在リト雖モ其節未タ代価ヲ定

メザレハ売買ノ事実全ク整ハサル者トス仍テ明治

八年十一月一日ヲ以（テ）売買ヲ遂クル者ト為シ明治六

年三百六十二号布告*ニ依リ其日ヨリ出訴ノ期限

* 太政官布告「出訴期限規則」第二条第三号

ヲ起算スル時ハ商人ヨリ非商人者ニ係ル売掛代

金壹箇年期限未滿内トス

第三条

前条ノ通りニ付原告（三）於テ出訴請求ノ権ヲ

（二八一B）

有スル者ニ付被告（三）於テハ速ニ

払込済ノ義務ヲ遂ヘキ者ト判決セリ

但 訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ償却

ス可シ

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年四月廿六日

主 中 属 山田熊雄 印

副 十四等出仕 小島範一郎 印

代書人

（二八一A）（注頭、照）
【九一】貸金催促訴

明治九年五月十五日申渡済

印* 印*

明治八年第貳千五百貳拾八号 印**

印***

裁判申渡案

安芸国沼田郡新庄村

農

原告人 MD 九一郎

貸金催促訴

全国全郡楠木村 農

被告人 KS 良次郎

広島八町堀 農

右代言人 平元 和七郎

沼田郡新庄村 農

YD 越十郎

全郡楠木村 農

（二八二B）

被告人 KB 留吉

全郡広島白島七番町 商

* 欄外に墨書きと二

つの「脇屋」の丸

朱印。押し直しか。

** 朱の墨書き。印は

「粕屋」の丸朱印

*** 「横路安信」の朱丸印

引合人

N M 寅藏

其方共訴訟遂審問処

原告人ハ第壹号証書ハ營繕受負^{うけおひ}ニ付材木

買入金銘々持寄ルヘキヲ一時立替置落成ニ至レハ

彼是差引計算致スヘキ約定ヲ以テ該証取置其

他五拾九円七拾貳錢七厘ノ費用金モ亦取替タル

処終ニ多分ノ損亡ニ相成リ則第貳号計算書ノ

通差引キ殘金自己ノ受取ル可キ筋ナレハ受負金七拾

貳円七錢ハ曾テ受取居レトモ右立替ノ金員ニモ引

足ラサルニ付配分セス尤前頭立替ノ外被告ニ対シ金円

取引等一切無之トモ右証書中營繕關係ノ明文ナキ

(二八三A)

上ハ差引計算致ス可キ者ニ非ス仍テ証表ニ基キ更ニ元

利ヲ請求スル旨申立タリ

被告三名ノ者共ハ原告ノ差出ス第壹号証書ノ金員

ハ營繕落成ノ^{おこ}砌差引致ス可キ定約ナルハ原告申立ノ通

相違ナク尤右金員ノ外五拾九円七拾貳錢七厘ハ原告

人ノ金円ニ非スシテ被告等ノ立替タル義ナリ然ルニ受負金

原告受取居ナカラ多分ノ損亡且証書中營繕關係

ノ明文ナキヲ申立更ニ元利ノ請求ニ預ルト雖モ当初ノ

契約ヲ違背シ接統計算セサル上ハ原告(ノ)求ニ応シ

難キ旨答弁セリ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

引合人ハ被告三名申立ノ通相違ナキ旨陳述セリ

因テ裁決スル如左

第一条

(二八三B)

原告ニ於テハ第壹号証書中營繕關係ノ明文

ナキヲ以テ差引計算致スヘキ者ニ非サル旨申立ルト雖モ

該証書曾テ受授ノ際營繕落成ニ至レハ算當ヲ遂ク

可キ約定ナル旨原被申口吻合シ且費用

金百九円七拾貳錢七厘ヲ除ク外双方取引一切無

之旨申立ル上ハ書面明文無キヲ以テ接統計算セサ

ルトノ原告申分ハ採用為シ難シ

第二条

前条証書金員ノ外五拾九円七拾貳錢七厘モ營繕ニ

費用シタルハ原被申口符合スルト雖モ該金何レヨリ取

替タルカ其憑証無之上ハ各互一己ニ取替タルトノ申

争ハ双方共採用ナシ難シ

第三条

(二八四A)

原告ニ於テハ第貳号書面ヲ以テ差引殘金受取ル

ヘキ筋ナル旨申立レトモ該書ニ於ケルヤ營繕ニ付金

円ノ出納計算ヲ記載シタル迄ニテ何人ノ受取ルヘキ殘

金ナルヤ明文無之上ハ採用ナシ難シ

八七三(三〇七)

第四条

原告ニ於テハ受負金曾テ受取居レトモ多分ノ損亡

ニテ立替タル金員ニモ引足ラサルニ付配分セサル旨申

立ルト雖モ五拾円ノ外取替タル明拠モナク然ルヲ

一時ノ独断ヲ以〔テ〕当初ノ締約ヲ破リ「一己」ニ所得スルノ權

利ナキ者ニ付採用ナシ難シ」*

* 「内の部分につき、

欄外上部に朱の書入れ

* 「一己」以下ヲ左ノ如ク

* 以下、朱の書入れ。

「一己」ノ所得ヲ図ルハ不条理ニ付採用シ難シ」

ト改メテハ如何 印*

* 「粕屋」の丸朱印がある

ので、粕屋の意見か。

第五条

前条々ノ如クニ付受負金七拾貳円七錢ト原告

差出ス第壹号証書ノ金額ヲ接統算当シ其

〔二八四B〕

營繕ニ費用シタル損亡ノ金円ハ實際結約ヲナシタル者

各自弁償損益相共ニ

シテ前約履行可致者ト裁決ス

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却

ス可シ

代書人

右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年四月廿九日 主 十三等出仕 松野 節夫 印

副 三級判事補 山田 熊雄 印

〔二八五A〕（注脚、別）

【九二】貸金催促ノ訴

明治九年五月十七日言渡済*

十七日出* 印**

* 欄外に墨書き

明治九年第七百九十七号

** 「脇屋」の丸朱印

印*** 裁判申渡稿

*** 「横地安信」の丸朱印

備後国三谿郡吉舎町

原告人

AS 左門之助

貸金催促ノ訴

安芸国佐伯郡小古江村

被告人

農 T B 郁造

同国広島榎町

右代言人

商 原田 東三郎

其方共訴訟遂審理処

原告人ハ明治七年十二月廿七日被告人へ金五円貸渡シ其際

証書モ不取置然ルニ其後返金遷延スルニ依テ明治八年

一月ニ至リ右貸金催促ノ為メ被告人方へ立越シタル処其節

(二八五B)

モ返金不致明治八年一月迄猶予可致旨依頼セリ仍テ其

ノ定約証相渡ス可旨及示談処該村ニハ界紙無之ニ付広

島ニテ界紙購求ノ上可然証書認メ異レ此ノ実印押捺致スヘ

ク旨申聞ケ即チ明治七年十二月廿七日附ケ第一号証書ニ押捺シタル

印形ヲ相渡シタリ因テ歸路広島ニテ右証書ヲ認メ印形ハ押

捺済被告人ヘ送還シタリ然ル処期限ニ至リ又候及違約ニ付不

得已及出訴処被告人ニ於テ右証書ハ自分ノ謀書印ナル旨申立

ツト雖モ決テ其義無之且御審理中捧呈シタル一月七日附ケ第二号

証書第一項ニモ金五円明治七年十二月廿七日借用ト明記シタリ而シテ

第二号証書第二項第四項以下之被告取換金ハ一切覺ヘ無之ニ付

舊右証書第三項ノ取換金六拾三錢四厘ヲ借用金ヘ差繼キ殘

ル四円三拾六錢六厘ト定約ノ利子ハ第三号証書ニ基キ被告人ヨリ

弁

償受度旨陳述セリ

(二八六A)

被告人ハ明治七年十二月廿七日原告ヨリ金五円借用セシハ相違無

之尤

モ其際証書ハ不差入然ルニ今般原告ヨリ明治七年十二月廿七日附

ケノ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

借用証ヲ以テ及出訴ト雖モ右証書ハ一切承知不致且証書名下

タノ印形ハ曾テ他ヨリ買受ケ一時所持スト雖モ字体曖昧ナル

ヲ以テ実印ニハ勿論一切不相用而シテ自分從來用ユル所ノ実印

ハ御審理中原告ヨリ捧呈シタル一月七日附ケ第二号証書ニ押捺

シタル印形ニ有之ニ付明治七年十二月廿七日附ケ第一号証ノ印形ハ自分

ノ実印ニ非ラサル明白ナリ尤第一号証書ノ印形ハ所持ノ際亮

却方ノ為メ原告ニ相渡シタリ其節原告ニ於テ右証書ヲ手俣

ニ作為シタルモノニ可有之仍テ此ノ証書ハ全ク原告ノ謀書謀印ナ

ル

ヲ以テ謀書印ノ証書ニ対シテハ返済ノ義務無之并ニ第二号証

書ハ明治九年一月七日原告ヘ差入レタルニ相違無之ト雖モ此ノ証

書ヲ

憑拠トセハ借用金ハ自分ヨリノ取換金ニテ差引ナク相済ミタルノ

義

(二八六B)

ニ有之乍去取換金ノ証拠無之ニ付到底借用金ハ返済致ス可クトモ

最初出訴ノ節捧呈シタル第一号証書ハ原告ノ謀書印ナル上ハ

結局此ノ訴訟ハ不正ナルニ付改テ原告ヨリ第二号証書ニ因リ

出訴請求セハ其ノ求ニ応ス可クナレトモ此不正ノ訴訟ニ就テハ第

二号証書ニ対シテモ借用金返済ノ義務無之旨申立テ

タリ仍テ判決スル如左

八七五(三〇九)

(二八七A)

第一条

原告人ニ於テハ出訴ノ節捧呈シタル第一号証書ハ被告人ノ依頼ニ因テ書認メ

タル旨申立テ被告人ハ右証書ハ一切覺ヘ無之且証書名下タノ押印ハ自

分ノ実印ニ無之従来用ユル所ノ実印ハ第二号証書ニ押捺シタル印形ナル

旨申立テ双方申口吻合セス而シテ他ニ第一号証書ノ押印ハ被告ノ実

印ナルヲ証明スヘキ憑拠無之ニ付第一号証書ノ信偽判然セス仍テ第一号

証書ハ採用セス乍去該訴ニ就テ原告ノ被告ヨリ請求スル所ノモノハ明

治七年十二月廿七日ノ貸金五円ニ有之而シテ被告人モ明治七年十二月廿七日

原告ヨリ金五円借用シタルハ相違無之旨陳述スル上ハ貸借ノ証拠明

瞭ト謂フヘシ加之審理中原告ヨリ捧ケタル第二号証書ハ被告人ヨリ原告人ニ授与シタルニ

相違ナキ旨申之上ハ貸借ノ明証倍々ニ備ハル仍テ第一号証書ヲ受理セスト雖モ右原告申口吻合スル貸借ノ明証ト并第二号証書ヲ

擴

斥スル条理決テ無之ニ付此訴訟ニ就テハ第二号証書ニ対シテモ返済ノ

(二八七B)

義務無之トノ被告申分ハ採用セス

第二条

第二号証書ニ掲ケタル被告取換金第二項第三項以下ハ原告ニ於テ一切

承知不致旨申立テ他ニ証左無之ニ付明治七年十二月廿七日ノ借用金ハ取

換金ニテ差引ナク相済シタルトノ被告申立モ亦採用セス 第三条

前二条ノ理由ナルヲ以テ原告請求ノ指引金四円三拾六錢六厘ハ法律上ニテ

定リタル一ヶ年百分ノ六ノ利子ヲ加ヘ明治九年三月四日原告出訴ノ日ヨリ十二月間ニ被告ヨリ返済スヘキ筋ト裁決ス

第四条

該件訴訟入費ハ被告人ヨリ原告人ヘ弁償スヘシ 代書人

右之通裁判申渡タ間其旨可相心得事

(二八八A)

明治九年五月五日 主 十四等出仕 小島 範一郎 印

副少 屬 柏屋 萬尋 印

被告人 M H 吉太郎

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

原告 N O 谷平儀明治七年一月七日被告 M H 吉

〔二八九 B〕

〔二八九 B〕

(記述ナシ)

〔二八九 A〕 (注略、196)

【九三】 買附酒引渡催促ノ訴

明治九年第一千二十六号*

印* * 朱書きと欄外下部

に「協屋」の丸朱印

印* * 裁判申渡案

* * 「横地安信」の丸朱印

安芸国豊田郡東野村

農

買附酒引渡催促ノ訴

原告人 N O 谷平

全国沼田郡観音村

商

右代言人 山崎 調次郎

全国豊田郡東野村

農

明治初年、広島県庁の民事裁判について (四・完)

太郎ヨリ酒四拾貳石買受ケ谷平便宜ノ節相渡ス可キ
ノ証書取置キ明治九年一月申酒代トシテ度々ニ金二百
相場元買付 直段ニ抛ル 受取爾後残酒被告
吉太郎へ催促及フニ既ニ金貳百五拾円相渡シタルニ付
酒壹石金六円換ノ計算ヲ遂ケ候ソノ引渡ス可キ義
務ハ盡シタル抔謂レナキ異議申立ル処自分ニ於テハ全ク右
貳拾壹石ノ外ハ受取ラザル儀ニ付残酒貳拾壹石ハ正酒
又ハ買附ノ相場ヲ以テ代金ニテモ被告便宜ノ品ヲ以テ
受取ル可キ旨ヲ申立被告 M H 吉太郎ニ於テハ原告ヨ
リ証憑ニ申立ル証書ハ自分ヨリ相渡シタルニ相違ナ
キ処其後酒代トシテ度々ニ金貳百五拾円相渡シ右酒壹石ニ付
代金六円換ノ計算ヲ遂ケ候ソノ残酒貳拾壹石引
渡ス可キ義務ハ既ニ尽シ果シタリト答弁セリ仍テ
〔二九〇 A〕

判決スル左ノ如シ

被告ニ於テ酒代トシテ金貳百五拾円原告人へ

相渡シタルトノ申分ハ証憑無之ニ付採用ナラズ依テ

残酒貳拾壹石原告請求之通り酒又ハ売付

八七七 (三二一)

相場ヲ以テ代金ニテモ両品ノ内被告便宜之品ヲ以テ
原告人へ引渡ス可キ儀ト判決ス

但 訴訟人費ハ規則之通り被告人ヨリ償却スベシ

代書人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年五月十日 主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 三級判事補 山田 熊雄 印

〔二九〇B〕

(記述ナシ)

預証文取戻シ訴

被告人

同郡竹屋村平塚 士族
第二大区一小区 旧副戸長

OD 神介

同郡新莊村 農

同

Y M 孫兵衛

同郡長束村 農

同小区旧用係

〔二九一B〕

引合人

Y M 信一

其方共訴訟遂審理裁決スル事左ノ如シ

第一条

〔二九一A〕 (注釈、198)
【九四】預証文取戻シ訴
五月廿二日申渡済*

印* * 欄外に墨書き
と下部に「脇

屋」の丸朱印

明治八年第一千二百廿六号

印** 裁判案

** 「横地安信」の朱丸印

安芸国沼田郡新庄村 農

原告人

T M 多喜藏

ハ右様ノ説諭セシ覚曾テ無之旨答弁セリ然レバ双方
無証拠ノ申争ナレバ不採用

第二条

引合人 Y M 信一ハ明治五年九月十三日原告人ヨリ証書差

出サセ自身受取り置右証書兼写等都合六通預り証ヲ原告

(一九二A)

人へ渡シタルハ原告人訴出ル通り相違無之右ハ被告両

人ノ内ヨリ「誰ナリシヤ不覚申保遺忘セルガ」*口達有之ニ因

* 〔〕内は傍線で削除か

り取計ヒタルナリ其後被告両人ノ内小区用所へ出

席ノ節前段原告人ヨリ預り置タル証書并写等

相渡シタル旨申立ルト雖モ被告両人ニ於テハ右口達ハ勿論

YM信一原告人ヨリ預り置タル証書類ヲ受取りシ事曾テ

覚無之旨ヲ申立タリ然レバ双方無証拠ノ申争ナレバ

不採用

第三条

引合人YM信一ハ被告両人へ渡シタル書面ハ被告両人ヨリ

草案ヲ示シテ依頼セシニ因リ相渡シタルニテ其実ハ初メ

原告代言人松田徳藏へ渡シタル書面ノ通りニ相違

無之旨申立ルト雖モ被告両人ニ於テハ右様ノ儀依頼

(一九二B)

セシ覚無之旨申立タリ然レバ信一二於テ捺印ノ上渡セ

シニ相違無之上ハ信一申分ハ不相立且ツ又信一ノ松田

徳藏ニ渡シタル書面ト被告両人へ渡シタル書面ト

主意前後反対セリ然レバ今日ヨリ之レヲ決スル時ハ

後ノ書面ヲ以テ確實ナリト視做ザルヲ得ズ故ニ其

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

ノ実ハ初メ松田徳藏ニ渡シタル書面ノ通りナリトノ
信一申分ハ不採用

第四条

引合人YM信一ハ原告人請求スル所ノ証書ハ明治五年

月日不知打越村総代UK仁三郎大区用所ニ於テ受

取販^{かえ}り戸長YD卓一へ相渡セシ趣ナリト申立引合

人UK仁三郎ハ明治五年月日不記小区用所ニ於テ

詰合ノ用係ヨリ右証書ヲ受取販^{かえ}り其後紛失セシ旨

(一九三A)

申立タリ*双方申立齟齬スル耳^{のみ}ナラズ仁三郎ニ於テ

* 「タリ」の二文字は削除か。

其ノ受取りタル月日及ビ用係詰人名等ヲ確記セザル

上ハ片言ニシテ信ヲ取ル所無ク畢竟曖昧ノ申立ナレバ

採用シ難シ

第五条

前条々ノ如クナレバ原告人ノ請求ニ応スベキ責メハ最

初其ノ証書ヲ受取り預置タル引合人YM信一二婦

スベシ然ルニ原告人請求スル所ノ証書ハ今日已ニ所在

ヲ失ヒタレバ其ノ証書面記載シタル全員ヲYM信一ヨリ

原告人へ弁償セシムベキノ処右ハ慶応三年*丁卯

* 西暦一八六七年

十二月以前ニ係ル金銭貸借ノ証書ナレバ明治五

八七九 (三二三)

年壬申第三百十七号布告*ニ依リ金円弁償
ノ裁判ニハ及ビ難ク候事 * (注199)を参照。

但預置ク所ノ証書類ヲ紛失セシメタル信一ノ粗漏ハ
刑事課ニ付シ処分ニ及ブベキ事* * 左欄外に細字で一行
で記入されている。

〔二九三B〕

第六条

訴訟入費ハ被告兩人ノ分ヲ除キ引合人Y M信一
ヨリ償却スベシ

第七条

小区ハ専ラ副戸長ノ担任スル所ニシテ用係ハ其ノ
補助ナリ然レバ小区事務取扱上ヨリ生スル失錯
ハ副戸長ニ於テ多少其ノ責メヲ適ル可カラズ因テ
訴訟入費被告兩人ハ自費タルベキ事

右

引合人共

代書人

右ノ通裁判申渡セシ間此旨可相心得事

明治九年五月

主少 属 粕屋 萬尋 印

副三級判事補 山田 熊雄 印

〔二九四A〕 (注200, 201)

〔九五〕預ケ金取戻之訴

九年五月廿九日裁判申渡済*

印* * 欄外に墨書き
と下部に「脇

九年第十拾号号**

屋」の丸朱印
** 朱書き

印*** 裁判言渡案

大坂府第一大区拾六小区

***「横地安信」
の丸朱印

備後町貳丁目商

Y R 七兵衛外名 代言人

同府同大区同小区

瓦町壹丁目商

原告 伊藤 謙藏

預ケ金取戻之訴

広島県安芸国

豊田郡忠海村 商

被告 I D 卯兵衛

其方共詞訟遂審理処原告Y R 七兵衛

〔二九四B〕

Y M 安兵衛儀被告 I D 卯兵衛へ慶応

元年*七月五日金八百円と貳百円都合千円預 * 西曆一八六五年

ケ置入用次第何時ナリトモ返済可致ノ証書両

通取之尚亦明治六年三月十五日百三拾七円相預ケ

明治六年四月限り木綿積登セ返并可致ノ証書取置ク処期ヲ過キ木綿積登サス千円ノ預金モ其後入用ニ付督促スレドモ返済不致ヲ以テ(テ)竟ニ出訴セリ然ルニ被告(ニ)於テ右三通証書孰レモ利足定約ノ奥書有之且仕切書両通ヲ証トシ右千円ノ内七百五十拾円償還済ミノ旨申答フルト雖モ右仕切書ハ該件ニ關係致サス且利子ノ契約ハ一切無之旨原告(ニ)於テ申立タリ被告答フル旨趣ハ原告証拠ニ差出ス三通ノ証(一九五A)

書ヲ渡シタルハ相違ナシト雖モ其節ハ証書ヘ夫々奥書ヲ附シタリ慶応元年証書両通千円ノ

利息ハ月九朱明治六年分百三拾七円八月貳分ノ利息相渡スヘキ旨記載有之然ルヲ今般右

奥書ヲ切除キ本文ノミヲ以テ出訴セシナリ且該件ノ原由タルヤ原告兩名ノ者ハ木綿問屋營業ノ者ニ付

去ル文久四年*二月以來木綿取引計算ノ都合ニ*西曆一八六四年依り慶応元年七月五日ニ至リ証書表ノ通り預リ

金ノ名義ニテ改メテ借用致シ慶応元年十一月木綿七千九百九十八反Y M安兵衛方ヘ積登セ又木綿

七千九百九十六反Y R七兵衛方ヘ積登セ此代金ヲ以テ(テ)都合七百五十拾円ト利息四拾三円拾貳錢五

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

厘ト七匁五分相払^{すなは}乃チ別紙仕切書之通ニ有之殘(一九五B)

金貳百五十拾円ニ当リ追テ元利計算可払渡契

約ニ有之且又金百三拾七円ハ木綿積登セ返并可致云々

証書ニ掲載有之ト雖モ其後木綿モ積登サス此金

員ニ当リテハ一円ニ償却未済ノ旨答弁セリ仍テ

判決左ノ如シ

第一条

被告(ニ)於テ原告三通ノ証書ハ利息契約ノ奥書ヲ

切除キ本文ノミヲ以テ(テ)出訴セシトノ無証ノ申立ハ採

用不相成

第二条

預リ金額ノ内七百五十円ハ利息ヲ加ヘ償還済ノ

旨答弁及フト雖モ其仕切書タルヤ數箇ノ取

引ヲ雜載アリテ就中原告壹貳号証書ト最新

(一九六A)

取引ノ年月日ヲ同シクスルモノアリト雖モ利息計算

ノ記載方モ日歩ノ体裁ニシテ其他該件關係ノ明証

無之ヲ以テ(テ)該預リ金ヘ充テ内入レ償却シタルトノ申立ハ

採用不相成

第三条

前兩条ノ通りニ付原告請求金額 金千百三拾

（資 料）

七円被告ヨリ償還可致事

但 訴訟入費モ規則ノ通被告入ヨリ償却スヘシ

明治九年五月廿九日

主三級判事補 印*

*「山田」の丸朱印

副三級判事補 印*

*「馬渡俊猷」の丸朱印

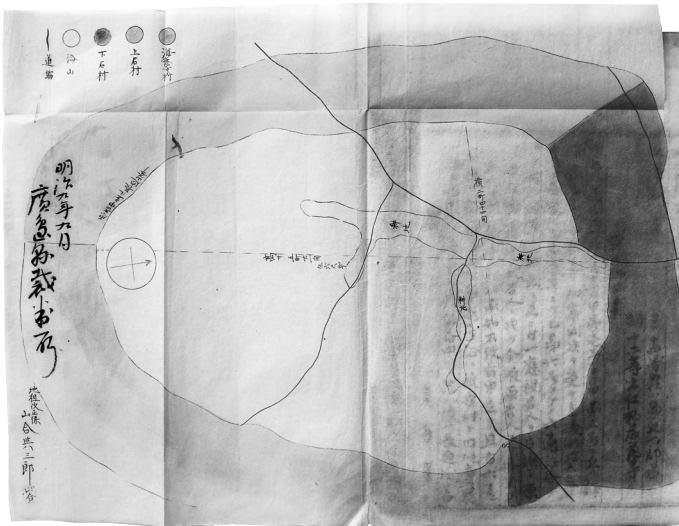
（二九六B）

（記述ナシ）

修道法学 三五卷 二号

八八二（三二六）

二 附属図面一葉（【八一】事件）



三 本文読下しの注

(注170)

【八一】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。半葉縦二六・〇cm、横一八・三cm、橙色野紙二三行、中央下部に、「廣島縣」の同色の印刷がある。全四葉と附属図面一葉。

(注171)

「明治九年 訴状受取録」(民第六号ノ三)には、
「七月一日 山経界争論ノ訴 原 山縣郡K O J村
二十五十六 九月廿一日 D H 喜三郎 外一人
裁許 被 同郡

掛小島 副一色 K I 村」とあり、
欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

なお、明治九年太政官布告第六七号(五月十二日 輪郭附)の標題は、以下のとおり(『法令全書』明治九年二二六頁)。
「隠田切開切添地等ノ儀ニ付テハ明治五年九月大藏省第百貳拾六號布達地券渡方規則中第二十一條及明治六年九月第三百拾五號ヲ以及布告候趣モ有之候處更ニ左ノ通被相定候條此旨布告候事」

(注172)

【八一】事件の用紙のサイズは、縦二三・八cm、横一五・〇cm、半葉縦二二行で、【六三】事件の用紙のそれと同じ。但し、罫線と一葉中央下部の「廣島縣」の文字はいずれも黒色である。全二葉。

(注173)

「明治九年 訴状受取録」(民第六号ノ三)には、
「十月廿三日 山経界争論ノ訴 原 山縣郡K O J村
三千七拾四 十年三月廿二日却下 D H 喜三郎 外一人

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

同四月十六日 控訴届 被 同郡
掛川北 副小島 K I 村」とあり、
欄外上部に「川北」と、「小島」と思われる丸朱印が押されている。

なお、本件の「控訴届」に対応して、『自明治十年至同十二年 上訴裁判通知録』(民第五号ノ一、広島地方裁判所民事部)には、以下の記事を見つることができたので紹介する。
「第八百九十七号

廣嶋縣安藝國山縣郡K O J村ヨリ
同郡K I 村へ係ル山境界争論ノ訴
同縣裁判所於テ裁決ノ末原告村控
訴及ヒ候ニ付今八日別紙之通り訴
状却下致候ニ付此段為御心得及所
通知候也

大坂上等裁判所
明治十年九月八日 判事 土居通夫 印

廣島裁判所長
判事 鳥居 断三 殿

本訴ハ甲第壹号ヨリ三号ニ至ル証書ヲ以テ廣
嶋縣裁判所へ出訴及ヒ既ニ裁決相成ル後テ乙
第壹号以下ノ証書ヲ得テ再ヒ同所へ出訴ヲナ

シ終ニ却下ノ裁決ヲ受ケ而シテ其却下裁決ニ服セサル旨ニテ控訴致スニ付及審問処該控訴タルヤ乙証書ヲ以テ甲証書ニ併セ初度ニ受タル裁決ノ覆審ヲ求ムル趣旨ニ有之然ルニ右裁決ヲ受ケタル翌日明治九年九月二十二日ヨリ控訴ナセシ明治十年六月二十九日迄二百八十一日ノ内始審へ再訴イタシ同所審問中ノ日數百五十一日ヲ除去スルモ尚ホ百三十日アリ然レハ即チ控訴ノ期ヲ經過セシモノニ付明治十年第十九号公布改正控訴上告手續第五条ニ依リ受理致サス訴狀却下候事

明治十年九月八日 大阪上等裁判所

これによると、原告(人)は、広島県裁判所に甲第一乃至第三号の証書を以て訴えを提起したが敗訴の裁決を受けた。その後、乙第一号以下の証書を得て再び同所に出訴したが、訴狀却下の裁決を受けた。原告(人)はその却下裁決に対して控訴を申し立てた。その控訴は、乙証書を甲証書に併せ、最初の裁決の変更を求める趣旨のものであった。

しかし、最初の裁決を受けた翌日(明治九年九月二十二日)から控訴した明治十年六月二十九日まで二百八十一日、第一審裁判所へ再訴し審問中の日數百五十一日を差し引いても、なお百三十日あるため、大

坂上等裁判所は、控訴期間を徒過したもとして受理せず、控訴狀を却下したという経緯のようである。大阪上等裁判所は本件控訴を第一の裁決(八二)事件)に対する控訴として扱ったようである。この【八二】事件の訴狀却下の裁決は、明治一〇年三月二日に申し渡されてお、前述の原告からの再訴に対する処置と考えられる。

(注174) 【八三】事件の用紙は、縦二三・八 cm、横一五・〇 cm、半葉統一二行で、大きさは、【六三】事件のと同じ。野線と一葉中央下部の「広島縣裁判所」は藍色で印刷されている。全四葉。

(注175) 本件は、明治六年受付の事件のようで、この年度の「訴狀受取録」の存在は確認できず、また、『明治七・八年 訴狀受取録』(民第六号ノ二)にも、持越し事件のリストがないので、本件に対応する記事は見当たらなかった。

(注176) 【八四】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉。

(注177) 『明治九年 訴狀受取録』(民第六号ノ二)には、
「五月廿日 預金取戻訴狀 原 広島木挽町 T G 源治郎 同居
千六百二十一 十月三日 願下 T G 傳兵衛 被 広島横町

掛山田 副馬渡 I K 多兵衛」とあり、欄外上部に「判三二六号」と「菊地」の朱書きがある。

(注178) 【八五】事件の用紙は、【三一】事件のと同じ。全二葉。
(注179) 『明治九年 訴狀受取録』(民第六号ノ三)には、

「八月三日 同上(貸金催促訴) 原 広島袋町

二千三百廿五号 九月十一日

I Z 延蔵

裁許 被 安藝郡蒲刈島

掛 一色 副松野

Y K 佐吉」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。なお、原告欄は原告の代人の氏名が記されている。

(注180) 【八六】事件の用紙は、【八三】事件のと同じ。全四葉。

(注181) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「八月十二日 地所

原 賀茂郡高屋東村 M Y 泰十郎 代人

二千四百四 地所買戻催促

Y U 徳左衛門

九月十八日 裁許 被 同郡同村

掛 小島 副松野

T H 庄七」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注182) 【八七】事件の用紙は、【八三】事件のと同じ。全二葉。

(注183) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「六月六日 貸金催促

原 賀茂郡下三永村

千七百八十一 九月廿六日

Y U 徳左衛門

裁許 被 同郡 原村

掛馬渡 副一色

K 信正」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注184) 【八八】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全五葉。

(注185) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月十五日 貸金淹滞之訴 原 廣島六丁目

九百六 五月四日

M M 愛之助

裁許 被 廣島西地方

掛馬渡 副一色

H D 権平」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注186) 【八九】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全四葉。

(注187) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、【八八】事件と同じ事件と思われる。但し、原告の氏のうち、一字の表記が「村」と

「邨」と異なっている。

なお、本件では末尾朱書きのように担当裁判官の間で意見が分かれたことが窺われる。

(注188) 広島県明治六年第四七号布達は、広島県立図書館および同公文書館

所蔵の布達集には見当たらなかった。

(注189) 【九〇】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全二葉。

(注190) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月三十日 貸金催促

原 廣島六丁目下組 F H 惣兵衛

千百五十三 五月十一日

代理人 増岡 俊平

裁許 被 同 立町

掛山田 副小島

M K 眞清」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注191) 【九二】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉。

(注192) 『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、明治八年の部

分に、

〔十二月二十二日

原 沼田郡新庄村 MD九一郎

貳千五百貳十八 貸金催促訴

代言人 大崎 熊吉

九年五月十五日 被 同郡同村

掛 松野 副山田

裁許

Y D 越十郎外四名」とあり、

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。

(注193)

【九二】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。四葉。

(注194) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

〔三月四日 貸金催促訴

原 三谿郡吉舎町 AS 左門之助

七百九十七 五月十七日

代言人 門藤 久四郎

裁許

被 佐伯郡小古江村

掛 小島 副柏屋

T B 都造」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注195)

【九三】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全二葉。

(注196) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

〔三月廿六日 買附酒引渡催促訴

原 豊田郡東野村 NO 谷平

千二十六 五月十八日

代言人 山崎 調次郎

裁許

被 同郡大寄島東野村

掛 一色 副山田

M H 吉太郎」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注197)

【九四】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉。

(注198) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、第千二百二十九号

から千九百三十号までが失われているため、対照することができなかった。

(注199) 明治五年太政官布告第百三十七号(十月二十二日)(布)は、「平民

相互ノ金穀借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不

及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」(『法令全書』二二

六頁)。

(注200) 【九五】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉。

(注201) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

〔三月廿三日 預ケ金催促訴

原 大坂府下備後町 Y R 七兵衛

千十一 五月廿九日

代言人 伊藤 満藏

裁許

被 豊田郡忠海村

I D 卯兵衛」とあり、

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。

四 担当裁判官の略歴

『自明治五年
至同 九年 裁判申渡案』（民第二二六号） 所収事件の担当官員略歴表（五〇音順）

番号	押印者	氏名	出身	生年月 （明治七年末現 在の年齢）	任解・進退等
2	岩田	岩田彌太之輔	広島県貴属士族	天保一〇（一八 三九）年	明治四年一〇月一八日 広島県史生出仕（刑律断獄係） 同 年一月一五日 広島県被廢
1	一色	一色 小十郎	和歌山県下平民	天保一二（一八 四一）年二月 三三歳	明治五年 正月二三日 於東京 広島県十四等出仕 同 年 二月二日 庶務課 同 年 三月一七日 広島県十五等出仕申付 同 年一月 三日 広島県十四等出仕申付 同 六年一〇月二日 任広島県權少属 同 七年二月二日 補広島県十二等出仕 同 八年 一月廿三日 任広島県少属 同 年 五月二日 聽訟課中聽訟係專務申付 同 年 八月一四日 任広島県權中属 同 一〇年 一月二五日 任広島県六等属 同 年 六月二日 任広島県六等警部 同 年 七月一日 第四課治罪係專務申付 同 一一年二月二日 警察課治罪係專務申付 同 一二年 七月一五日 任広島県五等警部 同 一四年 五月三一日 依願免本官

明治初年、広島県庁の民事裁判について（四・完）

					<p>三五歳</p> <p>同 五年 二月一七日 等外三等聴訟課に遷る</p> <p>同 年 七月 三日 広島県十五等出仕</p> <p>同 六年 九月二四日 広島県十四等出仕</p> <p>同 七年 六月二三日 青森県十一等出仕に転ず</p>
3	上田	上田 庸熙	京都(東京府士族)	<p>天保一四(一八四三)年正月生</p> <p>三一歳</p>	<p>明治二年 刑法官鞠獄司御用掛を経て、刑部少解部</p> <p>同 五年 司法大解部</p> <p>同 七年頃 權少判事</p> <p>同 八年頃 七等判事</p> <p>同 一〇年初 司法四等属、大審院三等属</p> <p>同 一五年 大審院書記に転ずる</p> <p>同 廿一年頃 奏任五等中、神戸始審裁判所洲本支庁判事</p> <p>同 廿九年*** 官を罷め、神戸地方裁判所所属公証人</p> <p>同 四三年 一月二五日 歿(六八年)</p>
4	緒方	緒方 惟堯	神奈川県(愛媛県) 貫属士族	<p>弘化二(一八四五)年四月</p> <p>二八歳</p>	<p>明治五年 九月 八日 於東京、広島県十一等出仕</p> <p>同 年一〇月 九日 聴訟課</p> <p>同 六年 二月 九日 任広島県権大属</p> <p>同 年 八月一八日 任広島県権中属</p> <p>同 七年 四月 二日 司法中解部。佐賀県中属に転出</p> <p>同 一〇年 二級判事補、東京裁判所判事補</p> <p>同 一四年 東京上等裁判所三等属</p> <p>同 一五年 東京控訴裁判所書記に転じる</p> <p>同 一九年(九月一〇日現在) 東京控訴院書記。後、東京都麹町区治安裁判所判事</p> <p>同 廿二年 四月廿四日 歿(四五五年)</p>

7	6	5
菊地	川北	柏屋
菊地 重威 (旧名 黒木 采男)	川北 祐利 (旧名 勝太郎)	柏屋 萬尋 (旧名 卜二)
敦賀県貴属土族 (元 丸岡藩士) 敦賀県権中属	敦賀県貴属土族 (元 小濱藩士) 敦賀県少属	敦賀県貴属土族 (元 小濱藩士) 同県史生
弘化二年 二八歳	弘化三(一八四 六)年八月生 二七歳	弘化元(一八四 四)年八月生 二九歳
同 八年 六月廿三日 任 敦賀県中属	同 五年 一月廿五日 任 敦賀県七等属 同 六年 六月一三日 司法省十四等出仕に遷る 同 七年 九月 七日 刑事課専務兼民事課申付 同 九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 二十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 三十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 四十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 五十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 六十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 七十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 八十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十一年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十二年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十四年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十五年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十六年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十七年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十八年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 九十九年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 一百年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕	同 六年 六月廿三日 補 敦賀県十五等出仕 同 七年 二月一五日 任 敦賀県史生 同 八年 五月一九日 敦賀県史生(庶務課中進達記録掛) 同 九年 五月一九日 庶務課中進達記録係専務 同 十年 六月 四日 聴訟課中聴訟係専務 同 十一年 二月二八日 任 敦賀県少属 同 十二年 五月廿八日 福山支庁へ在勤申付 同 十三年 九月 七日 兼補 敦賀県裁判所十二等出仕 同 十四年 一月廿五日 任 敦賀県七等属 同 十五年 三月一三日 福山裁判支庁在勤申付 同 十六年 三月一三日 福山支庁刑事課長民事兼務申付 同 十七年 六月一三日 司法省十四等出仕に遷る 同 十八年(九月一〇日現在) 敦賀治安裁判所長・判事補 同 十九年 九月一一日付 尾道区裁判所判事を退職

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

13	12	11	10	
白濱	澤	小島	小島	
白濱 貫禮	澤 半三郎	小島 範一郎	小島 稱次	
鹿兒島貴屬士族	山口県貴屬士族	広島県貴屬士族	宮城県下農	
文政五(一八二二)年壬午六月二二歳	嘉永元(一八四八)年七月生二六歳	嘉永五(一八五二)年壬子三月生二二歳	嘉永五(一八五二)年二月二二歳	
同 八年 六月一三日 任兼七等判事	同 八年 三月三〇日 免出仕	同 一年 五月一〇日 任広島県九等属 同 二年 六月二日 司法省十六等出仕に遷る 同 三年 七月六日 任広島県八等属 同 四年 九月七日 兼補広島県裁判所十四等出仕 同 五年 五月二日 任広島県九等属 同 六年 四月二日 補広島県十五等出仕 同 七年 四月二日 聽訟課中聽訟係專務 同 八年 四月二日 補広島県十四等出仕 同 九年 九月七日 任広島県史生 同 十年 九月七日 兼補広島県裁判所十四等出仕 同 十一年 五月二日 任広島県九等属 同 十二年 六月二日 司法省十六等出仕に遷る 同 十三年 七月六日 任広島県八等属 同 十四年 九月七日 兼補広島県裁判所十四等出仕 同 十五年 五月二日 任広島県九等属 同 十六年 四月二日 補広島県十五等出仕 同 十七年 四月二日 聽訟課 同 十八年 八月二日 依願免十五等出仕 同 十九年 八月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 二十年 一月一八日 聽訟課	同 六年 八月一八日 任広島県中属 同 七年 二月二二日 聽訟課長 同 八年 二月三日 任広島県権大属 同 九年 二月三日 任広島県権大属 同 十年 二月二日 司法省九等出仕に転ず 同 十一年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十二年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十三年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十四年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十五年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十六年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十七年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十八年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 十九年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕 同 二十年 二月二日 於東京 補広島県十五等出仕	

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

16	15	14	
中野	伊達	竹内	
中野 重明	伊達 宗興 (旧名 五郎)	竹内 丈太郎	
元本貫福知山県 豊岡県貫属士族	和歌山県貫属 士族	広島県貫属士族 同県十四等出仕	
天保二(一八 三)年二月 四三歳	文政七(一八二 四)年七月 五〇歳	天保二(一八 四)年六月生 三三歳	
明治五年 八月二七日 於東京 広島県九等出仕 同 年 一〇月 二日 聴訟課 同 五年 一月 一八日 任同県典事租税課兼聴訟出納係 同 六年 八月 一八日 任広島県大属 同 年 二月 二三日 租税出納両課長	明治四年 二月 二六日 任広島県参事 同 五年 八月 二七日 任広島県権令 同 年 一月 二二日 叙正六位 明治八年 二月 一日 依願免本官	明治四年 八月 七日 農民訴訟として山縣郡へ出張 但 廃藩以来其まま権少属刑律係之事務取扱 同 年 一月 一五日 広島県被廢 同 五年 二月 一七日 等外一等聴訟課に遷る 同 年 七月 三日 広島県十五等出仕(聴訟課) 同 七年 二月 一八日 補広島県十四等出仕 同 年 六月 四日 聴訟課 同 八年 五月 二二日 聴訟課中斷刑係専務 同 九年 四月 一二日 補広島県十三等出仕 同 年 九月 七日 任広島県少属 同 年 九月 七日 兼補広島県裁判所十三等出仕 同 一〇年 一月 廿五日 任広島県八等属 同 年 六月 二二日 司法省十六等出仕に遷る	同 年 八月 一八日 任県参事 同 年 二月 三日 免兼七等判事 同 九年 一月 二八日 死去

20	19	18	17	
日比	日置	林	中村	
日比 豪	日置 貫 (旧名 権藏)	林 俊雄	中村 高致	
広島県貴属士族	広島県貴属士族	青森県貴属士族	茨城県下平民	
嘉永五年(一八)	文政九(一八二六)年 四八歳	不明	天保十(一八三九)年二月生 三五歳	
明治九年 七月 八日 補広島県十五等出仕	明治五年 二月二七日 広島県十二等出仕(租税課) 同 年 三月一七日 任広島県権大属、東京出張所在勤 同 年 九月二三日 司法省十一等出仕に転ず 同 九年 四月廿九日 補広島県十一等出仕 同 年 五月十一日 兼任四級判事補 同 年 五月廿五日 福山支庁在勤 同 一〇年 一月廿五日 任広島県六等属 同 年 六月三〇日 依願免本官 同 一五年 三月三〇日 任広島県警部兼書記 同 年 三月三〇日 監獄本署常務部専務 明治二年八月二日 歿	同 年 一月廿二日 依願免出仕 同 一〇年 一月一九日 依願免広島県裁判所兼出仕 同 年 九月 七日 兼補広島県裁判所十四等出仕 同 年 九月 七日 任広島県史生 同 年 四月廿九日 民事課専務申付 明治九年 四月廿九日 補広島県十四等出仕	同 八年 三月三〇日 (大属) 免本官 同 明治九年 九月 七日 補広島県十五等出仕 同 年 九月 七日 民事課専務申付候事 同 年 九月 七日 広島県裁判所兼補十五等出仕 同 一〇年 一月廿五日 任広島県十等属 同 年 六月二日 司法省十七等出仕に遷る	

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

26	25	24	23
山田	矢矧	村上	馬渡
山田 熊雄	矢矧 州三	村上 定庸	馬渡 俊猷 <small>ミナワリ</small>
同 県権中属	愛知県下平民	京都府貴属士族	長崎県貴属士族
弘化四(一八四七)年正月生とも	弘化元(一八四四)年二月三〇歳	弘化二(一八四五)年二月二九歳	不明
同 八年 三月 卅日 任広島県中属(庶務課中警察係専攻)	同 八年 三月三〇日 免本官	同 六年一〇月二日 任広島県権中属	同 九年 六月廿三日 依願免本官
同 五年 四月二三日 十四等出仕申付(聴訟課)	同 八年 三月三〇日 免本官	同 七年二月三日 聴訟課長	同 九年(九月一〇日現在) 横浜始審裁判所判事
同 四年 九月二四日 権中属	同 八年 三月三〇日 免本官	同 八年 三月三〇日 免本官	同 一〇年(九月一〇日現在) 東京控訴院判事を退職
同 三年 二月二日 聴訟課長	同 八年 三月三〇日 免本官	同 八年 三月三〇日 免本官	同 一〇年(九月一〇日現在) 横濱始審裁判所判事
同 二年 三月 卅日 任広島県中属	同 八年 三月三〇日 免本官	同 八年 三月三〇日 免本官	同 一〇年(九月一〇日現在) 横濱始審裁判所判事
同 一年 六月 五日 警察監獄係長兼務差免	同 八年 三月三〇日 免本官	同 八年 三月三〇日 免本官	同 一〇年(九月一〇日現在) 横濱始審裁判所判事
同 一年 一月 九日 聴訟課長差免	同 八年 三月三〇日 免本官	同 八年 三月三〇日 免本官	同 一〇年(九月一〇日現在) 横濱始審裁判所判事

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

29	28	27	
渡邊	脇屋	横地	
渡邊 永類	脇屋 雄六	横地 安信 (旧名 秀次郎)	
京都土族	旧勝山藩	濱松県貫属土族 (元 静岡藩士)	
天保一〇(一八三九)年 三五歳	安政四(一八五七)年六月生 二七歳	天保九(一八三八)年七月 三六歳	
<p>明治六年二月三日 補広島県十四等出仕(庶務課)</p> <p>同 七年 二月 八日 聴訟課</p> <p>同 年一〇月 三日 補広島県十三等出仕</p>	<p>明治九年 三月 二日 補広島県十五等出仕</p> <p>同 年 九月 七日 兼補広島県裁判所十五等出仕</p> <p>同 一〇年 一月 二五日 任広島県十等属</p> <p>同 年 三月 三日 帰庁申付候事 但福山支庁在勤中</p> <p>同 年 六月 一六日 司法省十七等出仕に遷る</p> <p>同 年 二月 一八日 任判事補</p> <p>同 一〇年 二月 五日 判事登用試験に及第</p> <p>尾道支庁詰 始審裁判所判事</p>	<p>明治四年二月 七日 任敦賀県少属</p> <p>明治五年 四月 八日 任敦賀県大属</p> <p>明治八年一〇月 一九日 補広島七等出仕</p> <p>同 年 二月 三日 兼任七等判事</p> <p>同 九年 六月 一九日 依願免出仕兼官</p> <p>同 一九年(九月一〇日現在) 長崎控訴院評定官</p> <p>同 二六年 三月 二一日付 函館控訴院判事を退職</p>	<p>同 年 一月 一九日 聴訟課中民事係専務申付</p> <p>同 九年 五月 二八日 福山支庁在勤申付</p> <p>同 一〇年 一月 二五日 任広島県四等属</p> <p>同 年 六月 二五日 依願免兼官</p> <p>同 年 六月 二五日 依願免本官</p> <p>同 一九年(九月一〇日現在) 新潟始審裁判所判事</p>

35	34	33	32	31	30
武久	高塩	園田	櫻井	大脇	渡邊
武久 昌季	高塩 又四郎	園田 弘	櫻井 直養	大脇 弼教	渡邊 與兵衛
敦賀縣士族(旧若狭小濱藩士族)。姓は源	栃木県				広島県貫属士族
不明	不明	不明	不明	不明	安政三(一八五六)年 二八歳
明治三年 同 五年頃 同 九年頃 同 一一年** 同 一四年頃 同 一五年 同 廿一年頃 同 廿三年一〇月一七日 歿	明治五年 同 七年頃 同 九年頃 同 一一年 同 一五年 同 一六年六月一四日 歿	明治九年(現在) 大坂上等裁判所判事	明治九年(五月一〇日現在) 大坂上等裁判所六等判事 明治九年九月二七日(同 一三年一月一日 金沢裁判所長 (金沢始審裁判所の前身)	明治九年 大坂上等裁判所判事	明治四年一〇月一三日 刑律断獄係 同 年一〇月二日 任広島県史生(刑律断獄係) 同 年一月二五日 広島県被廢 同 五年 二月一七日 等外二等聴訟課に遷る

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

(注1) 官員履歴表中の記事は、本稿(一)に掲載した後に入手した資料の記事に基づいて補った。
大植四郎編著『明治過去帳(物故人名事典)』新訂版 東京美術(昭和四六年)
楠 精一郎『明治立憲制と司法官』慶應通信(株)(平成元年)
『司法沿革誌』七〇八頁(櫻井)

『府県史料』(内閣文庫・マイクログフィルム版)中、『広島県史料十八』(二十三)に依った。特に、

『広島県史料十八 官員履歴』中、「明治八年十二月二盡 官員履歴 広島縣」「明治八年ヨリ明治九年十二月二盡 官員履歴 広島縣」「明治十年十二月迄 官員履歴 広島縣」「明治四年十二月二盡 立廳以來官員任解進退辞令書一」「明治五年十二月二盡 立廳以來官員任解進退辞令書二止」

『広島県史料十九』中、「明治六年十二月二盡 立廳以來官員任解進退辞令書二止」

『広島県史料二十 広島縣官員履歴』中、「明治十一年至明治十二年 奏判官員履歴 一 広島縣」

『広島県史料二十一 自明治十一年至明治十二年 奏判官員履歴 一 広島縣」

『広島県史料二十二 明治十五年五月 奏判官員履歴 二 明治十三年分 広島縣」

『広島県史料二十三』中、「明治八年二及 立廳以來官員任解進退辞令書」

ほかに「福井縣史料三十八」

『明治十九年官員録 司法省』(九月一〇日付)

『官報』三三二、二九一五、三〇六四、三四八二、四六四〇号など

(注2) 同表中の一部の人物の履歴については、他に加藤 高「明治前期・司法官任用の一面面」修道法学第二三卷二号二四一頁以下を参照されたい。

(注3) 同表中、粕屋萬尋(番号5)の「同三年*」の個所は、楠教授の著書八〇頁注6によると「明治二年九月一日付」とされている。

(注4) 同表中、武久昌孚(番号35)の「同一年**」の個所は、「明治過去帳」六〇九頁による。

(注5) 同表中、上田庸熙(番号3)の「同廿九年***」の個所は、楠教授の著書二五八頁注7によると「明治三〇年四月一〇日付」とされている。

(注6) 同表中、日置 貫(番号19)および一色小十郎(番号1)の箇所は、増田 修「広島立志舎の創立とその活動——山田十畝・稿」演説会誌の葛藤」(『広島新聞』明治十三年一月二十七日〜同年四月四日)を中心として——『修道法学』第二八卷一—四三頁以下(一九六—二〇三頁)(二〇〇五年九月)を参照した。

(注7) 同表中、澤 半三郎(番号12)については、『府県史料』(内閣文庫)中『広島県史料二十』(広島県官員履歴)明治一八年度二及フ(七年二止)八

年所見ナシ)「立廳以來任解進退辞令書」(広島県 による)。

澤 半三郎は、明治八年三月に出仕を免ぜられた後は代言人になったようで、明治八〜九年の『訴状受取録』(広島地裁保管中)中に「代言人」の肩書きで再三登場している。

(注8) 大坂上等裁判所判事は、表の末尾においた。

(注9) 他に、本簿冊作成時に、「聴訟課」の関係者として以下の人たちがいたことが分かる。雨森精翁(鳥根県貴属士族)、石本敬壽(高知県貴属士族)、

岩田佐佑(広島県貴属士族)、大園孝賛(伊万里県貴属士族)、奥田珍造(広島県貴属士族)、加藤直(茨城県貴属士族)、亀岡勝知(広島県貴属士族)、北川猪太郎(広島県貴属士族)、河野敏鎌(高知県貴属士族)、広島県大参事、妹尾益夫(高根県貴属士族)、田中正作(旧名 璋之進、広島県貴属士族)、寺尾小八郎(広島県貴属士族)、徳永則重(豊岡県貴属士族)、中尾正名(広島県貴属士族)、中川嘉一郎(広島県貴属士族)、長尾新八(広島県貴属卒)、西村秀太郎(広島県貴属卒)、波多野春朝(旧名 八郎、広島県貴属士族)、服部明(愛知県貴属士族)、平川楨(広島県貴属士族)、平山靖彦(広島県貴属士族)、藤田高之(広島県貴属士族)、増原収作(旧名 幾次郎)、松林又一(広島県貴属士族)、村田市太郎(広島県貴属卒)、村中喜代三(広島県貴属卒)、森 群助(広島県貴属卒)、森元瀧七(広島県貴属士族)、八木喜三郎(広島県貴属卒)、涌井道忠(新潟県下巻)

[加藤 高作成、紺谷浩司補正]

五 目次および事件表

『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二二六号)の「目次」「訴名等一覧(但し、原・被告氏名は省略)。「修正目次」は、本文から見て別の事件とみられるものには漢数字の枝番号を付し、同じ事件とみられるもの(例、控訴事件、調書)については、アラビア数字の枝番号を付した。また、「訴名」欄には本文に記載された訴えの表記に従い、適宜「ノ訴」を補った。また、本文の冒頭に記載されている事件番号により「訴状受取録」と照合できた事件には、注記欄に*を附した。目次によると本書中の事件は九五件であるが、実際には一〇〇件に達する。

目次	修正目次	記録番号	訴名	注記
一		五年 一九八	家督相続	
二		五年 二三五	借財出入	
三		六年 六四	地所出入	
四		七年乙四六五	地所買戻	
五		全 三四七	論山実地検査	*
六	五 12	全控訴三四七	山林取戻控訴	
七		全 三七九	負債金取戻	*
八		全 六七	山所争論ノ訴	*
九		全 三一二	貸米延滞ノ訴	*
一〇	一〇	八年一四四〇	切川漁業妨碍	
一一	一一新	二五九六	預ケ金催促ノ訴	
一二	一二一	全 一四九五	提分水争之訴	
	一二一	八年一二九六	地券書換催促ノ訴	
	一二二	全 一二九六	地券書換催促ノ訴(申口)	

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

三三	一一二	全	一、二、九、四	地券書換催促ノ訴	*	三五	八年	三二	貸金並ニ小作米催促ノ訴	*
三二	一一三	全	一、二、九、七	地券書換催促ノ訴	*	三六	九年	一五	貸金催促ノ訴	*
三一	九	全	二、一、七	預ケ金催促ノ訴	*	三七	全	六、八、五	村地故障ノ訴	*
三〇	全	全	二、一、一	貸金催促ノ訴	*	三八	九年	二、三、三、一	貸米催促ノ訴	*
二九	全	全	一、三、七	家督相続妨碍ノ訴	*		二、三、三、二			
二八	全	全	六、五、〇	地所取戻之訴	*		一、二、三、三、三			*
二七	全	全	七、〇、〇	田用水争論	*	三九	全	八、四、八	絶家再建相続差違ノ訴	*
二六	全	全	一、六、〇	持地故障ノ訴	*	四〇	七年	三、九、七	野山差違ノ訴	*
二五	全	全	九、二、七	買受山経界引渡ノ訴	*	四一	九年	一、六、八、八	経界論地ノ訴	*
二四	全	全	一、九、一、九	買受山経界引渡ノ訴	*	四二	全	一、六、一、三	扱萃引渡違約ノ訴	*
二三	全	全	一、九、一、九	賣買米違約	*	四三	八年	一、八、九、一	貸金催促ノ訴	*
二二	全	全	一、九、一、九	預ケ金催促ノ訴	*	四四	九年	一、九、九、一	全上	*
二一	全	全	四、九、二	家督相続妨碍ノ訴	*	四五	全	一、七、〇、六	全上 附原告人申立書	*
二〇	全	全	四、九、二	全上 控訴	*	四六	全	二、二、〇	全上	*
一九	全	全	四、五、三	貸金催促ノ訴	*	四七	九年	二、一、七、九	貸金催促ノ訴	*
一八	全	全	一、二、六、〇	貸米催促ノ訴	*	四八	全	七、四、九	貸金催促ノ訴	*
一七	全	全	五、三、八	貸金	*	四九	全	二、〇、二、五	全上	*
一六	全	全	一、四、一、一	貸米催促ノ訴	*	五〇	八年	二、五、九、五	貸米催促ノ訴	*
一五	全	全	七、六、九	貸金催促ノ訴	*	五一	九年	一、〇、〇、〇	貸金催促ノ訴	*
一四	全	全	七、六、八	全上	*	五二	全	一、九、八、三	全上	*
一三	全	全	九、九	預ケ金取戻	*	五三	全	一、六、八、九	野山入会之訴訟	*
一二	全	全	一、一、七、六	地券書換地所引渡	*	五四	全	九、四	貸金催促ノ訴	*
一一	全	全	一、一、四	年号記入請求ノ訴	*	五五	全	一、〇、三、〇	地券証名前書換催促ノ訴	*
一〇	全	全	五、〇、五	貸金催促ノ訴 附原告代理人申立書	*	五六	全	一、四、二、五	讓受地違約ノ訴	*
九	全	全			*	五七	全	一、〇、二、九	地券証名前書換催促ノ訴	*

八二	全 三〇七四	全 上	貸金催促ノ訴	*
八一	全 二〇五六	山経界争論ノ訴	貸金催促ノ訴	*
八〇	全 一七七七	所有地草山取戻ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七九	全 二四九九	地所明渡催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七八	全 二七三	買受地引渡催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七七	九年 五八八	預ケ金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七六	全 四〇五	返米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七五	全 一六七一	貸銀催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七四	全 二一〇〇	耕地用分水之訴	貸金催促ノ訴	*
七三	全 二二九五	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七二	全 二二九七	貸米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七一	全 二七〇一	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
七〇	全 二六六一	氷雪代価催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六九	全 二二九〇	山代価不足請求ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六八	全 二二五四	預ケ金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六七	九年一六六九	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六六	六年 二〇一	貸金出入	貸金催促ノ訴	*
六五	全 七五五	全 上	貸金催促ノ訴	*
六四	九年 七五九	貸米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六三	全 二四〇一	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六二	全 一五三	全 上	貸金催促ノ訴	*
六一	全 一五三	貸米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
六〇	全 四一〇	貸米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
五九	全 一七六四	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*
五八	全 二一五一	貸金催促ノ訴	貸金催促ノ訴	*

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

八三	六年 一〇九	山境界出入ノ訴	*
八四	九年一六二一	預ケ金取戻ノ訴	*
八五	全 二二二五	貸金催促ノ訴	*
八六	全 二四〇四	地所買戻催促ノ訴	*
八七	全 一七八一	貸米催促ノ訴	*
八八	全 九〇六	貸金滯滞ノ訴	*
八九	全 九〇六	全 上	*
九〇	九年一五三	貸附金催促ノ訴	*
九一	八年二五二八	貸金催促ノ訴	*
九二	九年 七九七	全 上	*
九三	全 一〇二六	買附酒引渡催促ノ訴	*
九四	八年二二三六	預証文取戻シノ訴	*
九五	九年一〇一一	預ケ金取戻之訴	*

【完】

【追補】本稿脱稿後、四(注9)の中尾正名の略歴に関する記事が見つかった。なお、出典は、四(注1)参照。

中尾 正名(旧名勝太郎) 広島県貫属士族、天保十二(一八四二)年正月生(三三歳) 明治四年十月三日 任広島県少属。明治五年二月十七日 広島県十五等出仕、聴訟課。同年三月十二日 庶務課。明治八年六月四日 庶務課専務。明治九年二月 補広島県十等出仕、七月廿日 広島県中属を経て、明治十一年十一月一日 広島区長(月俸四十五円)